

1. 共通資料

資料1-1 災害履歴

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
大 6.10. 1	風水害	9月25日以来の豪雨により宇治川の増水、氾濫	淀川本川及び支流河川の各所で堤防の破堤による大水害 三櫛地区の堤防決壊で民家数戸を流出し人命を失う。
昭 5. 8. 1	風水害	台風による豪雨	宇治川の増水で塔ノ島水没
昭 9. 9.21	風水害	室戸岬に台風上陸「室戸台風」（歴史的な強風台風） 中心気圧 912mb 日本上陸最低記録 最大風速 61m/s 平均風速 45m/s	
昭10. 8.11	風水害	雨量・京都 213.9mm 向日町 294.4mm	市内一部で浸水
昭25. 9. 2	風水害	四国東部に上陸「ジェーン台風」 最大瞬間風速 28.8m/s	市内各所で被害発生
昭28. 6. 7	風水害	台風2号 雨を伴った台風	農林被害 田畑冠・浸水 113ha 農道被害 2ヶ所 府道宇治長尾線通行止 (宇冶金井戸)
昭28. 8.15	風水害 南山城水害	8月14日夜半から8月15日未明にかけて山城南部を襲った集中豪雨	綴喜・相楽一帯に大災害 玉川上流の大正池の決壊 隠元橋（木造）の流出 名木川堤防300mにわたり決壊
昭28. 9.25	風水害	台風13号「テス台風」潮岬付近に上陸、本州を横断、典型的な雨台風により近畿地方に未曾有の豪雨をもたらした。 総雨量 214mm 風 速 16m/s 宇治橋の最高水位 (9/25 20:30 3.40m)	志津川ダム下流流量 1,700m ³ /s 天ヶ瀬橋、喜撰橋、橘橋の流失 笠取地区に甚大な被害 災害復旧に7,700万円追加予算計上 宇治川両岸に溢水の発生 宇治橋右岸下流に浸水 275ha 観月橋左岸下流2.5km付近で、約450mにわたり破堤 浸水日数 25日 人 的 被 害 行方不明 1人

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
			家屋被害 全壊 89戸 流失 11戸 半壊 408戸 浸水 1,035戸 非住家 656棟 農地被害 流失埋没 120ha 冠水 706ha 公共土木被害 橋梁流失 36ヶ所 堤防決壊 18ヶ所 道路被害 61ヶ所 鉄道不通 3ヶ所
昭34. 8. 13	風水害	台風7号 台風北上による前線性の豪雨	六地蔵・木幡地区に浸水被害 家屋被害・床上浸水 400戸 道路河川橋梁の損傷 30ヶ所
昭34. 9. 26	風水害	台風15号「伊勢湾台風」 潮岬西方に上陸、紀伊半島を縦断 中心気圧 895mb 中心風速 70m/s 暴風半径 350km	宇治橋警戒水位を超える。 9/26 20時 最高水位 1.75m 木津川（枇杷庄） 9/27 02時 水位 6.75m 六地蔵・木幡地区に浸水被害 9・27災害救助法の発動 災害復旧に2,857万円追加予算計上
昭36. 6. 26	風水害	梅雨前線による集中豪雨	6・26災害救助法の発動 六地蔵・木幡地区に浸水被害 農地被害水田冠水 325ha
昭36. 9. 16	風水害	「第2室戸台風」 宇治市内瞬間風速40m/s	災害救助法発動 人的被害 重傷 4人 軽傷 65人 家屋被害 全壊 156戸 半壊 691戸 一部損壊 4,564戸 非住家 1,071棟 公共土木被害額 2,860万円 農林関係被害額 2億200万円 商工関係被害額 3億円 宇治市内 約20億円の被害額 避難者 9/16～21延べ4,915人 炊き出し 9/16～21延べ4,915人 給水 9/17～18 92m ³

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
昭36. 10. 28	風水害		災害救助法発動 人的被害 軽 傷 1人 家屋被害 半 壊 28戸 浸 水 316戸 非 住 家 72棟 公共土木被害 河 川 7ヶ所 道 路 13ヶ所 地すべり 21ヶ所 農林関係被害 54ha
昭40. 9. 17	風水害	台風24号 潮岬付近より近畿地をかすめ、東日本を縦断 淀川史上3番目の出水記録	9・18災害救助法発動 六地蔵・木幡地区に避難勧告発令 (陸上自衛隊・京都府警察本部機動隊・水防団の出動) 家屋被害 床上浸水 307戸 床下浸水 102戸 農林関係被害 水稲冠水 85ha 浸 水 225ha 倒 伏 等 234ha 茶園冠浸水 17ha 製茶施設 15ヶ所 公共土木被害 河川道路等 25ヶ所 建 物 18ヶ所
昭42. 7. 7 ～12	風水害	梅雨前線停滞による豪雨 雨量 82mm	家屋被害 444戸 農林被害 田畑冠水 134ha 公共土木被害 河川道路等 42ヶ所
昭43. 7. 2	風水害	集中豪雨 総雨量 167.5mm 時間雨量 29.0mm (7/2 2:00～3:00)	床上浸水 4戸 床下浸水 108戸 農林被害 田冠水 159.5ha 流失埋没 10.6ha 公共土木被害 道 路 8ヶ所 河 川 6ヶ所 山 崩 れ 10ヶ所
昭43. 8. 17 ～18	風水害	集中豪雨 総雨量 101.5mm 時間雨量 77.0mm (8/18 3:25～4:25)	床上浸水 6戸 床下浸水 249戸 農林被害 田畑流失埋没 27.5ha 公共土木被害 道 路 8ヶ所 河 川 8ヶ所
昭43. 8. 26	風水害	雷雨 総雨量 110.0mm	床下浸水 216戸 農林被害 田冠水 55.8ha

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
昭45. 9. 18 ～19	風水害	秋雨前線による集中豪雨 総雨量 169.8mm 時間雨量 64mm (9/18 19:30～20:30)	家屋被害 床上浸水 12戸 床下浸水 463戸 公共土木被害 河川 6ヶ所 道 路 17ヶ所 農林関係被害茶園（白川地区）1ha
昭 45. 9. 22	風水害	集中豪雨 総雨量 113.5mm 10分間雨量 22.0mm (9/22 14:40～14:50)	床 上 浸 水 5戸 床 下 浸 水 244戸 公共土木被害道路 5ヶ所
昭47. 7. 10 ～15	風水害	梅雨前線停滞による豪雨 雨量 215.5mm	天ヶ瀬ダム 900m ³ /s 放流 家屋被害 床上床下浸水 78戸 農 林 被 害 水稲茶園冠 174ha 公共土木被害 河 川 7ヶ所 道 路 23ヶ所 崖くずれ 38ヶ所 (白川地区に避難勧告 6世帯27人)
昭47. 9. 16	風水害	台風20号 潮岬付近に上陸、近畿地方をかすめ、中部地方を横断	天ヶ瀬ダム 900m ³ /s 放流 家屋被害 浸 水 654戸 (小倉町山際50戸 床下浸水) 農 林 被 害 田畑冠水 282ha 山林崖くずれ 10ヶ所 公共土木被害 河川溢水 7ヶ所
昭48. 8. 21	風水害	集中豪雨（夏型急襲雷雨） 雨量 64mm (16:20～17:30)	落雷により市内10時間停電 3,500戸 国鉄・近鉄1時間の運休 水道施設被害 ポンプ場に落雷 5ヶ所 水道断水 775戸 家屋被害 床上漫水 7戸 床下浸水 335戸 公共土木被害 河 川 5ヶ所
昭49. 8. 1	風水害	集中豪雨 45分雨量 40.5mm (15:45～16:30)	家屋被害 床上浸水 4戸 床下浸水 139戸 公共土木被害 河 川 1ヶ所 (追手川護岸一部崩壊) 農 林 被 害 茶園冠水 15a

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
昭51. 7. 27	風水害	夏型の雷雨に伴う集中豪雨 総雨量 68.5mm 時間雨量 62.0mm (17:00～18:00)	家屋被害 床上浸水 25戸 床下浸水 464戸 農林被害 農地へ土砂流入 (伊勢田地区) 1,500㎡ 公共土木被害 府道市道一部冠水 井川・名木川 溢水 電力被害 落雷施設被害 16ヶ所 停電世帯 380戸
昭54. 9. 30 ～10. 1	風水害	台風16号 大阪市に上陸、宇治地方を直撃 総雨量 45.0mm 時間雨量 33.0mm (9/30 22:30～23:30)	家屋被害 床上浸水 36戸 農林被害 水稻倒伏 70ha 野菜倒伏 1ha 公共土木被害 学校等 37ヶ所 倒木 135本 道路河川 8ヶ所
昭56. 10. 8 ～9	風水害	秋雨前線の影響による豪雨 総雨量 162.0mm 時間雨量 57.0mm (10/9 5:00～6:00)	家屋被害 床上浸水 6戸 床下浸水 109戸 農林被害 水田冠水 1ha 茶園冠水 5ha 林道崩壊 4ヶ所 公共土木被害 道路法面崩壊 8ヶ所 水道施設被害 ポンプ場他 9ヶ所
昭57. 8. 1 ～2	風水害	台風10号・渥美半島に上陸 総雨量 169.5mm 時間雨量 36.5mm (8/1 6:00～7:00)	家屋被害 床下浸水 7戸 農林被害 田畑冠水 87戸 農道 2ヶ所 林地 6ヶ所 施設 1ヶ所 公共土木被害 道路 10ヶ所 その他被害 5ヶ所
昭58. 8. 21	風水害	集中豪雨 時間雨量 36.0mm (8/21 18:50～19:50)	床上浸水 12戸 床下浸水 111戸
昭61. 7. 10	風水害	集中豪雨 総雨量 89.5mm 時間雨量 40.5mm (8:00～9:00)	家屋被害 床上浸水 2戸 床下浸水 85戸 公共土木被害 道路 5ヶ所

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
昭61. 7. 21 ～22	風水害	梅雨前線による集中豪雨 総雨量 321.0mm 6時間雨量 202.5mm (7/21 1:00～7:00) 時間雨量 64.0mm (7/21 1:00～2:00)	避難勧告(宇治下居・白川地区) 12世帯 避難所開設 2ヶ所 家屋被害 床上浸水 35戸 床下浸水 604戸 農地被害 田畑冠水 146ヶ所 林地崩壊 15ヶ所 公共土木被害 道 路 22ヶ所 河 川 14ヶ所 下水施設 5ヶ所 学校施設被害 2ヶ所
昭62. 7. 14 ～15	風水害	集中豪雨 総雨量 86.0mm 時間雨量 32.0mm (7/15 17:00～18:00)	床上浸水 1戸 床下浸水 102戸 農林被害 畑冠水 0.2ha
平元. 8. 22	風水害	局地的集中豪雨 時間雨量 51.5mm (22:00～23:00) 20分雨量 50.0mm (22:05～22:25)	家屋被害 床下浸水 402戸 農林被害 畑冠水 0.5ha 公共土木被害 道 路 3ヶ所 河 川 1ヶ所
平元. 9. 2 ～3	風水害	秋雨前線に伴う大雨 総雨量 169.5mm 時間雨量 19.0mm (9/3 9:00～10:00)	家屋被害 床下浸水 4戸 農林被害 田 82.0ha 畑 0.3ha 林地崩壊他 19ヶ所 農業用水路洗掘 12ヶ所 公共土木被害 道 路 7ヶ所 河 川 1ヶ所 学校施設被害 2ヶ所
平元. 9. 6	風水害	短時間豪雨 時間雨量 53.5mm (19:35～20:33)	家屋被害 床下浸水 307戸 公共土木被害 道 路 7ヶ所 河 川 5ヶ所
平 2. 1. 31	雪 害	大雪被害	農林畜産被害 パイプハウス 8棟 植林立木被害 50ha 椎茸ほだ場 3ヶ所 鶏糞処理施設 2ヶ所

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平 2. 7月～9月	干 害	7月中旬から9月中旬にかけて早魃	街路樹被害（立ち枯れ） 約1,000本
平 2. 9. 19	風水害	台風19号	人的被害 軽 傷 1人 住家被害 一部損壊 5棟 非住家被害 全 壊 1棟 農林被害 畑冠水 0.2ha 文教施設 学校建物破損 8校 公共施設 道 路 4ヶ所 電話被害 電話不通 150世帯 電力被害 停 電 4,000世帯
平 3. 5. 5	霜 害	霜 害	煎茶園被害 平坦部 2.2ha 山間部 4.4ha
平 5. 7. 5	風水害	集中豪雨 総雨量 112.0mm 6時間雨量 90.5mm (7/4 22:00～7/5 4:00)	宇治川左岸槇島町吹前（大曲）付近堤防漏水 水防工法：堤防50m間に月の輪工（土のう3段積）を6ヶ所設置 公共施設 河川護岸崩壊 1ヶ所 林道法面崩壊 1ヶ所
平 5. 8. 3	風水害	集中豪雨 総雨量 113.5mm 3時間雨量 74.5mm (8/3 11:00～14:00) 1時間記録 38.0mm	住家被害 床上浸水 1戸 床下浸水 50戸 (伊勢田町毛語地区)
平 5. 9. 3	風水害	台風19号 中型で非常に強い台風 9月3日16時九州に上陸 中心気圧 930mb 中心風速 50m/s	宇治市災害対策本部2号配備 動員数 209人 小倉小学校に 2名自主避難
平 6. 2. 12 ～13	雪 害	大雪被害 笠取地区 積雪量 30cm (綴喜郡田辺町 13cm)	農林被害 ビニールハウス倒壊 3棟
平 6. 8月～ 10月	干 害	夏季の少雨による干害 9月15日 琵琶湖水位 -123cm最低記録	8月22日 宇治市高温少雨対策委員会 設置 10月22日 // 解散
平 7. 5. 1 ～2	風水害	総雨量 59.5mm	山地崩壊 池尾仙郷山 2地内 高さ40m 幅15m

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平 7. 5. 12	風水害	総雨量 207.0mm (5/1～5/15) 日最大雨量 127.5mm (5/12) 時間雨量 17.0mm (5/12 18:00～19:00)	天ヶ瀬ダム 900m ³ /s 放流 塔ノ島立入り禁止 府道大津南郷宇治線 通行止 市道志津川池尾線 通行止 土のう配備 3箇所 60袋 針ノ木原、大島ポンプ場職員配置 5/17～5/25 延37人
平 7. 7. 3 ～6	風水害	集中豪雨 総雨量 230.5mm 3時間雨量 74.5mm (8/3 11:00～14:00) 1時間記録 38.0mm	7月4日18:45 宇治市災害対策本部1号配備 宇治下居6番地先民家裏の急傾斜地 (高さ10m)が崩壊のおそれがあるため、1世帯3人に避難勧告 市役所前集会所に避難所開設
平 7. 12. 25 ～26	雪 害	大雪警報	京滋バイパス側道宇治川橋梁凍結のため通行止め 農 林 被 害 ビニールハウス破損 5ヶ所
平 8. 6. 20 ～21	風水害	総雨量 73.0mm	林道炭山線で道路法面崩壊 幅7m 高さ15m 土量約10m ³
平10. 6. 19	風水害		床 下 浸 水 1戸
平10. 9. 22	風水害	台風7・8号	9月22日14:00 宇治市災害対策本部1号配備 小中学校等 施設破損、樹木倒れ等 20ヶ所 谷山林道等 倒木落石処理 20ヶ所 植物公園 倒木189本、12公園で倒木
平10. 10. 15	風水害	台風10号	10月15日20:35 宇治市災害対策本部1号配備 床 下 浸 水 36戸 便槽への雨水流入による臨時汲取 5戸 路 面 冠 水 6ヶ所 (市道小倉安田線など)

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平11. 6. 27	風水害	総雨量 74.5mm	6月27日7:05 宇治市災害警戒本部設置 床上浸水 8戸 (伊勢田町井尻、小倉町西山) 床下浸水 53戸 (伊勢田井尻・ウトロ、小倉町堀池、榎島町南落合・十一、大久保町旦棕等) 道路冠水 7ヶ所 土砂崩れによる通行止め 1ヶ所 (府道二尾木幡線) 河川護岸崩れ 1ヶ所 (弥陀次郎川)
平11. 6. 29 ~30	風水害	総雨量 97.0mm	6月29日16:00 宇治市災害警戒本部設置 道路路肩一部崩壊 (池尾多田橋付近市道) 土のう配備 倒木(白川林道) 1ヶ所
平11. 9. 21	風水害	総雨量 53.0mm	9月21日14:45 宇治市災害警戒本部設置 床下浸水 1ヶ所(伊勢田町毛語) 溢水対応 (井川遊田橋一帯) 土のう配備 (伊勢田町井尻水路) 土のう配備
平11. 10. 2 ~3	風水害	総雨量 21.0mm	10月2日23:25 宇治市災害警戒本部設置 鉄砲水(宇治式番) 土のう配備
平12. 2. 8 ~9	風雪害	積雪量 京都 6cm 最大瞬間風速 17.9m	ビニールハウス全損 3棟 救急出動 1件
平12. 5. 13	風水害	総雨量 66.0 mm	床下浸水 1戸(木幡北山畑) 事業所浸水4店舗 (広野町西裏、丸山) 市道への土砂崩れ (菟道115号線)

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平12. 9. 11 ～12	風水害	大雨・洪水警報発表 (12日3:25～8:15) 総雨量 136mm	9月12日3:25 宇治市災害対策本部設置 道 路 冠 水 1ヶ所 (菟道出口)
平12. 11. 2	風水害	台風20号 総雨量 40.5mm	床 下 浸 水 3ヶ所 (伊勢田町ウトロ、井尻) 事 業 所 浸 水 2ヶ所 (伊勢田町毛語) 溢 水 3ヶ所 (小倉町南堀池、 伊勢田町ウトロ、井尻、毛語) 災害臨時汲取 5戸 (伊勢田町毛語、ウトロ) 消 毒 1戸 (伊勢田町井尻)
平13. 1. 20	風雪害	積雪量 平野部 約3～7cm 山間部 約10～20cm	人 的 被 害 軽傷2名 (大久保町平盛、西笠取) ビニールハウス倒壊 2棟 (東笠取)
平13. 6. 19 ～20	風水害	総雨量 宇治 35mm 笠取 46mm	谷山林道崖崩れ (西笠取引坂地区)
平13. 7. 15	風水害	総雨量 宇治 59mm (最大時間雨量 42 mm)	床 下 浸 水 6戸 (広野町丸山、小倉町天王、 宇治蔭山) 非 住 家 被 害 2ヶ所 (宇治矢落、神明宮北)
平13. 10. 1	風水害	総雨量 宇治 69mm (最大時間雨量 33mm)	農 地 冠 水 1ヶ所 (槇島町大河原) 非 住 家 被 害 1ヶ所 (伊勢田町毛語)
平15. 8. 8 ～9	風水害	台風10号 総雨量 宇治 45mm 最大瞬間風速 20.2m	電 線 被 害 1件 停 電 被 害 5件 倒 木 被 害 7件 避難所への自主避難者 5名
平15. 9. 12	風水害	1時間雨量 宇治 24mm (15:00～16:00)	床下浸水あり 道 路 陥 没 1ヶ所
平 16. 6. 20 ～21	風水害	台風6号 総雨量 宇治 56.0mm 最大1時間雨量 22.0mm (21日13:00～14:00)	6月21日9:00 宇治市災害対策本部設置 暴風により平盛ふれあいセンター屋根 一部破損 倒木により550戸停電

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平16. 8. 30 ～31	風水害	台風16号 総雨量 宇治 20.5mm 最大瞬間風速 28.2m	倒木により小倉公民館屋根一部破損 避難所への自主避難者 2名
平16. 9. 7	風水害	台風18号 最大瞬間風速 22.0m	避難所への自主避難者 1名
平16. 9. 29	風水害	台風21号 総雨量 宇治 88.0mm 最大1時間雨量 27.5mm	避難所への自主避難者 1名
平 16. 10. 19 ～20	風水害	台風 23 号 総雨量 宇治 151.5mm 最大1時間雨量 20.0mm (20日18:00～19:00) 最大瞬間風速 20.9m 京都府土砂災害警戒避難情報 [警戒基準を超えた雨量局] 笠取雨量局 121mm (20日17:17) 宇治雨量局 127mm (20日18:15) 笠取雨量局 141mm (20日18:15) [避難基準を超えた雨量局] 笠取雨量局 154mm (20日19:28)	10月20日16:30 宇治市災害対策本部設置 山間部地域、倒木、出水等により市道通行障害 9箇所 市街地、倒木、出水等により市道通行障害 10箇所 農業関係施設ビニールハウス 3棟破損
平 18. 7. 15 ～21	風水害	総雨量 宇治合同庁舎 295mm 最大時間雨量 宇治 27mm	床下浸水 1戸(宇治乙方) 土砂崩れなどによる 通行障害 3ヶ所
平 18. 8. 26	風水害	局地的大雨 総雨量 46.5mm 落雷 宇治市内で20ヶ所以上	床下浸水 10戸 (伊勢田町毛語(遊田橋付近)) 落雷により265戸停電 (西小倉コミュニティセンター付近一帯) 踏切故障 3ヶ所 (近鉄線 小倉・槇島)
平 19. 7. 9 ～15	風水害	台風4号 総雨量 121.5mm 最大瞬間風速 15m/s	7月14日15:00 宇治市災害警戒本部設置 避難所への自主避難者 3名 倒木による市道通行障害 1ヶ所 (市道宇治275号線) 倒木により950戸停電 (木幡地域 西中、熊小路)

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平 20. 6. 20	風水害	最大時間雨量 52.5mm 総雨量 130.5mm	6月20日 21:36 宇治市災害警戒本部設置 6月21日 06:30 宇治市災害対策本部設置 床上浸水 8戸（伊勢田） 床下浸水 189戸 （伊勢田、小倉、槇島他）
平 21. 6. 16	風水害	最大時間雨量 77mm 総雨量 87.5mm	6月16日 16:30 宇治市災害警戒本部設置 床上浸水 27戸 （小倉、伊勢田、羽拍子他） 床下浸水 256戸 （小倉、伊勢田、羽拍子他）
平 21. 8. 1	風水害	突風	8月1日 10:35 宇治市災害警戒本部設置 五ヶ庄、木幡地域を中心に倒木、支柱倒壊等の被害
平 21. 10. 7 ～8	風水害	台風 18 号 最大時間雨量 9.5mm 総雨量 70mm	10月7日 9:00 宇治市災害警戒本部設置 10月7日 21:00 宇治市災害対策本部設置 避難所への自主避難者 5名
平 23. 7. 28	風水害	最大時間雨量 94mm 総雨量 118.5mm	7月28日 16:11 宇治市災害対策本部設置 床上浸水 7戸 （小倉、伊勢田、羽拍子他） 床下浸水 41戸 （小倉、伊勢田、広野、羽拍子他）
平 24. 8. 13 ～14	風水害 京都府南部 地域豪雨災害	最大時間雨量 78.5mm 総雨量 311.0mm	8月14日 災害救助法適用 8月14日 被災者生活再建支援法適用 志津川地区、炭山地区に避難勧告発令 人的被害 2名死亡（志津川東詰） 家屋被害 全壊 31件 （全焼1件を含む） 大規模半壊 7件 半壊 162件 一部損壊（床上浸水） 779件 一部損壊（床下浸水） 1,296件 平成 25 年 3 月 12 日 激甚災害指定

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平 25. 7. 13 ～ 7. 14	風水害	最大時間雨量 44.5mm 総雨量 79.0mm	7月13日 16:06 宇治市災害警戒本部設置 床上浸水 1戸（伊勢田） 床下浸水 4戸（伊勢田、広野）
平 25. 9. 15 ～ 9. 16	風水害	台風 18 号 最大時間雨量 33.5mm 総雨量 281.0mm	9月16日 00:45 宇治市災害対策本部 1号設置 9月16日 5:05 宇治市災害対策本部 2号設置 避難勧告発令（229世帯 574人） ・東笠取、西笠取、炭山、二尾、池尾 避難指示発令（26,737世帯 61,945人） ・安田町、槇島町、六地藏の全域 ・伊勢田町、宇治、広野町、小倉町、 木幡、菟道、五ヶ庄、大久保町の一部 半壊 1件（菟道） 床上浸水 22件、床下浸水 20件 （木幡、宇治、炭山、西笠取、東笠取、 菟道、五ヶ庄）
平 26. 8. 9 ～ 8. 10	風水害	台風 11 号 最大時間雨量 34.5mm 総雨量 204.0mm	8月9日 12:30 宇治市災害対策本部 1号設置 避難準備情報発令（229世帯 574人） ・東笠取、西笠取、炭山、二尾、池尾 床上浸水 1件、床下浸水 1件（伊勢田）
平 27. 7. 17 ～ 7. 18	風水害	台風 11 号 最大時間雨量 18.0mm 総雨量 157.5mm	7月17日 22:00 宇治市災害対策本部 1号設置 避難勧告発令（1,498世帯 2,829人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志 津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折 居台、広野町の一部
平 28. 9. 19 ～ 9. 20	風水害	台風 16 号 最大時間雨量 17.5mm 総雨量 71.5mm	9月20日 12:45 宇治市災害対策本部 1号設置 避難準備情報発令（1,502世帯 2,814人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志 津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折 居台、広野町の一部

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平 28. 9. 28 ～ 9. 29	風水害	最大時間雨量 37.5mm 総雨量 139.5mm	9月28日 18:25 宇治市災害対策本部1号設置 9月28日 18:30 避難勧告発令（1,502世帯2,814人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 床上浸水2件、床下浸水7件
平 29. 8. 7 ～ 8. 8	風水害	台風5号 最大時間雨量 27.5mm 総雨量 111.0mm	8月7日 20:18 宇治市災害対策本部1号設置 8月7日 20:18 避難準備・高齢者避難開始発令 （避難対象：1,501世帯、2,805人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 8月7日 20:27 避難勧告発令 （避難対象：1,501世帯、2,805人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部
平 29. 9. 17 ～ 9. 18	風水害	台風18号 最大時間雨量 2.5mm 総雨量 6.5mm	9月17日 16:13 宇治市災害警戒本部2号設置 人的被害 軽傷1名
平 29. 10. 21 ～10. 23	風水害	台風21号 最大時間雨量 15.0mm 総雨量 201.0mm	10月22日 15:00 宇治市災害対策本部1号設置 10月22日 15:38 避難準備・高齢者避難開始発令 （避難対象：1,501世帯、2,805人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 10月22日 21:15 避難勧告発令 （避難対象：1,501世帯、2,805人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 人的被害 軽傷1名

年 月 日	災害の種類	気 象 概 況	被害状況・場所
平 30. 7. 5 ～7. 8	風水害	最大時間雨量 33.0mm 総雨量 279.5mm	7月5日 7:05 宇治市災害警戒本部1号設置 7月5日 7:35 宇治市災害警戒本部2号設置 7月5日 9:25 宇治市災害対策本部1号設置 7月5日 16:00 避難準備・高齢者等避難開始（土砂災害） （避難対象：1,698世帯、3,300人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 7月5日 22:45 避難勧告（土砂災害） （避難対象：1,698世帯、3,300人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部
平 30. 9. 4 ～9. 5	風水害	最大時間雨量 20.5mm 総雨量 46.5mm	9月4日 6:00 宇治市災害警戒本部1号設置 9月4日 8:30 宇治市災害対策本部1号設置 人的被害 重傷1名、軽傷3名 住家被害
令和 3. 8. 13 ～8. 15	風水害	最大時間雨量 48.0mm 総雨量 178.5mm	8月13日 17:11 宇治市災害警戒本部1号設置 8月13日 23:30 宇治市災害対策本部1号設置 8月14日 21:55 高齢者等避難発令（土砂災害） （避難対象：1,742世帯、3,294人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ヶ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 床下浸水 2件、土砂流入 1件 白川林道 約100m土砂流出・冠水 宇治淀線 張出歩道10m崩落 準用河川名木川 約20m護岸崩壊

地震災害

発生年月日	震源又は震央	マグニチュード	被害	その他
天慶元年(938) 5月22日	35.0N135.8E	7	宮中の内膳司頽れ、死者4人。舎屋、築垣倒れるもの多く、堂塔、仏塔も多く倒れる。	
文治元年(1185) 8月13日	35.0N135.8E	7.4	社寺、家屋の倒潰破壊多く死者多数。宇治橋落ち、死者1名。9月まで余震多く、特に8月12日の強い余震では多少の被害有り。	
慶長元年(1596) 9月5日	枚方市生駒山系 西側山麓～八幡市 付近	7.0～7.25	伏見城天主大破、約600人圧死、諸寺民家の倒壊死傷多数。東寺、天龍寺、大覚寺、二尊院倒壊。	奈良町でも京都、伏見に匹敵する被害有り。
平成7年(1995) 1月17日	『兵庫県南部地震』 34.6N135.0E	7.3	死者・不明者6千人以上。負傷者4万人以上。住家全半壊20万戸以上。宇治市では住宅の一部破損253棟、文教施設数18件。最大震度7を観測。	京都で震度5を観測
平成16年(2004) 9月5日	三重県南東沖（前震） 33.0N136.8E	7.1	京都市で軽傷者2名。最大震度は和歌山県新宮市の5弱。	宇治市は震度3を観測
	三重県南東沖（本震） 33.1N137.1E	7.4	加茂町で重傷者1名。府内で住家一部破損1棟。最大震度は和歌山県新宮市の5弱。	宇治市は震度3を観測

出典：京都の被害地震（理科年表）による

都市型災害

年 月 日	災害の種類	原因	被害状況・場所
平. 13. 7. 26 ～28	広域断水 事故	天ヶ瀬ダムから府営宇治 浄水場へ送水している導 水管（900mm）が宇治塔の 川付近で破損	7月26日3:25 宇治市災害警戒本部設置 水道部に対策本部設置 西宇治地域を中心に 35,000 世帯で断 水、92,000 人に影響
平. 15. 7. 24 ～25	水道本管 破損事故	下水道管敷設工事で水道 本管（600mm）を破損	7月24日16:00 宇治市災害対策本部設置 水道本管の給水地域 13,500 世帯に断 水の影響がでると予想されたが、翌 25 日 11:30 復旧完了し、大きな被害は発 生しなかった。
平. 16. 3. 11 ～4. 13	高病原性 鳥インフルエ ンザ感染事故	京都府内の養鶏場で発生 した高病原性鳥インフル エンザによる本市への感 染防止に伴う対策	3月11日13:30 宇治市災害警戒本部設置 本市への感染拡大が予想されたが、死 亡野鳥や市内の養鶏場、市施設（保育 所・学校の鳥飼育所）の感染は無かつ た。
平. 17. 10. 23	集団食中毒事 故	ノロウイルスによる集団 胃腸炎	10月21日9:30 宇治市災害対策本部設置 宇治市立大開小学校において合計 185 名（児童 173 名、教職員 12 名）に嘔吐、 下痢、発熱等の症状が発生した。
平. 21. 5. 18～	新型インフル エンザ感染	H1N1 型ウイルスによる新 型インフルエンザ	5月18日 10:00 宇治市新型インフルエンザ対策本部設 置 本市庁舎内から市民への感染防止を目的 に、消毒液の設置、一部職員のマス ク着用等の対策を実施した。
平. 24. 6. 1～	広域停電	電力需給の逼迫	6月1日 13:00 宇治市節電対策本部設置 節電対策や計画停電への対応検討を全 庁的に取り組んだ。 なお、冬の節電対策に伴い、体制を継 続している。
平. 24. 8. 15	集団食中毒	救援物資として提供した 食糧（おにぎり）に起因す る集団食中毒事象	8月15日 20:30（推定） 京都府南部地域豪雨災害によって孤立 した集落（炭山地域及び池尾地域）へ 救援物資として提供した食糧に起因す る集団食中毒事象により両地域の住民 等計 106 名に被害を与えた。

年 月 日	災害の種類	原 因	被害状況・場所
令.2.1.31	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス(SARS-CoV2)	1月31日 8:30 宇治市新型コロナウイルス感染症対策本部設置 市民への感染防止を目的に、消毒液の設置、各課窓口にアクリル板の設置、職員のマスク着用、貸館業務の停止、集客のある会議・イベントで非接触体温計による検温、イベント等の各課の事業中止等の対策を実施した。 本部は継続設置している。

参考

1 淀川水系堤防決壊記録

決壊年月	決壊箇所	備考
慶応 4年 3月	宇治橋下流	約 400m決壊 13号台風
明治 4年	槇島下流	
〃 18年	枚方	
〃 29年	向島小学校附近	
〃 36年	久御山町一口	
大正 6年 10月	淀川本川大塚堤防	
昭和 28年 9月	向島下流左岸大黒	

2 宇治川年間最高水位

宇治観測所

	平成 13 年から	平成 13 年まで
計画高水位	5.06m	2.06m
警戒水位	なし	1.50m
零点高	OP+12.870m	OP+15.841m

観測年月日	年間最高水位	備考
令和 2. 7. 8	3. 01 m	
1. 8. 28	2. 62	
平成 30. 7. 8	3. 13	台風第 7 号及び梅雨前線降雨
29. 10. 23	3. 71	
28. 6. 23	2. 66	梅雨前線
27. 9. 9	2. 55	9月9日 台風 18 号
26. 8. 10	2. 93	
25. 9. 16	5. 32	9月16日 台風 18 号
24. 6. 22	2. 93	
23. 5. 30	3. 08	
22. 7. 16	2. 95	
21. 7. 22	2. 54	
20. 6. 3	2. 29	
19. 7. 14	3. 17	
18. 7. 19	3. 39	
17. 7. 5	2. 87	
16. 5. 21	3. 11	3月2日 同水位観測
15. 8. 15	3. 04	10月4日 同水位観測
14. 7. 17	2. 91	
13. 6. 14	2. 25	
9. 7. 13	0. 70	
8. 6. 28	0. 58	
6. 9. 30	-0. 40	7月22日 同水位観測
5. 3. 2	1. 24	
4. 8. 20	0. 76	
3. 6. 27	1. 20	
2. 10. 4	1. 40	

観測年月日	年間最高水位	備考
昭和 1. 9. 8	1. 50 m	
63. 7. 16	1. 80	
62. 7. 22	0. 56	
61. 7. 22	1. 64	

（国土交通省淀川河川事務所による）

資料1-2 避難施設一覧

（令和7年4月1日現在）

1. 指定緊急避難場所（指定避難所も兼ねる）

地区班	開設 順位	施設名	収容人数		所在地	指定緊急避難場所		
			施設分	空地		洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震
笠取小	1	笠取小学校	500	1,430	西笠取石原 22	○	○	○
笠取第二小	1	笠取第二小学校	500	1,500	炭山直谷 31	○		○
木幡小	1	木幡小学校	1,490	2,640	木幡赤塚 4	○	○	○
御蔵山小	1	御蔵山小学校	1,500	3,460	木幡御蔵山 39-4	○	○	○
		木幡中学校	2,640	7,240	木幡内畑 34	※	○	○
宇治小	1	宇治小学校・黄檗中学校	5,210	4,200	五ヶ庄三番割 27	○	○	○
岡屋小	1	岡屋小学校	1,720	3,220	五ヶ庄寺界道 37-3	○	○	○
		東宇治中学校	3,090	6,240	五ヶ庄池ノ浦 36-1	○	○	○
南部小	1	南部小学校	1,720	4,000	五ヶ庄戸ノ内 15-1	※	○	○
三室戸小	1	三室戸小学校	1,400	3,150	菟道岡谷 16-2	○	○	○
菟道小	1	菟道小学校	1,460	4,600	宇治塔川 102	○	○	○
菟道第二小	1	菟道第二小学校	1,770	5,170	宇治琵琶 63-3	○	○	○
		宇治中学校	2,580	5,660	宇治矢落 64-1	○	○	○
神明小	1	神明小学校	1,670	3,200	神明石塚 32	○	○	○
大開小	1	大開小学校	1,700	3,640	広野町大開 35	○	○	○
		広野中学校	2,450	8,600	広野町尖山 3	○		○
大久保小	1	大久保小学校	1,860	3,740	広野町中島 1-1	○	○	○
槇島小	1	槇島小学校	1,820	6,950	槇島町吹前 35	※	○	○
		北宇治中学校	2,160	7,200	槇島町島前 33	※	○	○
北槇島小	1	北槇島小学校	1,640	3,860	槇島町本屋敷 40-2	※	○	○
		槇島中学校	1,740	7,380	槇島町本屋敷 35-1	※	○	○
北小倉小	1	北小倉小学校	1,740	3,980	小倉町堀池 72	※	○	○
西小倉小	1	西小倉小学校	1,750	4,870	伊勢田町遊田 69	※	○	○
		西小倉中学校	2,370	6,660	伊勢田町遊田 7-1	※	○	○
南小倉小	1	南小倉小学校	1,810	3,710	小倉町南浦 40-1	※	○	○
小倉小	1	小倉小学校	1,880	3,870	小倉町西畑 1-4	○	○	○
伊勢田小	1	伊勢田小学校	1,790	4,540	伊勢田町井尻 3	※	○	○
		西宇治中学校	2,130	9,130	伊勢田町南山 21-1	○	○	○
西大久保小	1	西大久保小学校	1,660	3,520	大久保町旦椋 25	※	○	○
平盛小	1	平盛小学校	1,760	3,550	大久保町平盛 91-3	※	○	○
		南宇治中学校	2,390	7,410	大久保町平盛 31-5	※	○	○
計			59,900	148,320				

注 洪水時避難所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難所」、

※印は「洪水浸水想定区域内にある3階建て以上の避難所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。

2. 指定避難所・空地関係

地区班	開設 順位	施設名	収容人数		所在地	備考	洪水時 避難所	土砂災 区域
			施設分	空地				
笠取小	2	宇治市総合野外活動センター (アクトパル宇治)	304	3,050	西笠取辻出川西1		○	▽
笠取第二小	2	京都芸術高等学校炭山体育館	593		炭山乾谷 7-7	民間施設	○	
木幡小	3	旧木幡幼稚園	170	630	木幡檜尾 47-1		○	
		木幡保育所	330		木幡東中 10-2		○	
		北木幡保育所	250		木幡陣ノ内 1			
		コミュニティワークこはた館	100		木幡河原 3-12			
		河原青少年センター	200		木幡河原 5-5			
御蔵山小	2	東宇治高等学校	410	10,000	木幡平尾 43-2	府立施設	○	
宇治小	2	黄檗体育館(黄檗公園)	1,300	33,109	五ヶ庄三番割 25-1		○	
		菟道高等学校	430	8,600	五ヶ庄五雲峰 4-1	府立施設	○	▽
	3	東宇治コミュニティセンター	300		五ヶ庄三番割 36-5		○	▽
南部小	3	お茶と宇治のまち交流館 (お茶と宇治のまち歴史公園)	63	873	菟道丸山 203-1			
岡屋小	3	ひがしうじ幼稚園	210	850	五ヶ庄梅林官有地		○	
	3	木幡公民館	200		木幡内畑 34-7			
菟道小	2	京都翔英高等学校 第2体育館	486		宇治東内 40-8-2	民間施設	○	
	3	ゆめりあうじ	60		宇治里尻 5-9		※	
		菟道ふれあいセンター	60	600	宇治妙楽 128-1			
		善法保育所	140		宇治善法 116-2		○	
		コミュニティワークうじ館	170		宇治善法 31		○	
		善法青少年センター	300		宇治善法 110-1		○	
菟道第二小	3	文化会館	5,710		折居台 1 丁目 1		○	
		中央公民館	200		折居台 1 丁目 1		○	
		旧神明幼稚園	190	360	宇治野神 57		○	
		宇治保育所	240		宇治三番 84-10		○	
		生涯学習センター	400		宇治琵琶 45-14		○	
大開小	2	立命館宇治中学校・高等学校	670	13,940	広野町八軒屋谷 33-1	民間施設	○	▽
大久保小	2	宇治支援学校	260	2,070	広野町丸山 10	府立施設	○	
	3	広野公民館	200		広野町寺山 17-403		○	
		南宇治コミュニティセンター	300		大久保町上ノ山 42-3		○	
槇島小	3	槇島コミュニティセンター	230		槇島町大川原 27-5			
北槇島小	2	京都文教学園宇治キャンパス	1,010	5,740	槇島町千足 80	民間施設	※	
北小倉小	2	西宇治体育館(西宇治公園)	1,500	12,750	小倉町蓮池 20-1		※	
	3	西小倉コミュニティセンター	240		小倉町南堀池 107-1			
西小倉小	3	西小倉保育所	270		伊勢田町遊田 69			
南小倉小	2	城南菱創高等学校	840	8,680	小倉町南堀池	府立施設	※	
小倉小	3	小倉双葉園保育所	380		小倉町西畑 13		○	
		小倉公民館	180		小倉町寺内 91			
西大久保小	3	産業振興センター	138		大久保町西ノ端 1-25			
		大久保保育所	280		大久保町旦椋 25			
		大久保青少年センター	140	490	大久保町山ノ内 3		○	
計			19,454	101,742				

注 ・洪水時避難所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難所」、
 ※印は「洪水浸水想定区域内にある3階建て以上の避難所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。
 ・土砂災区域欄の▽印は「土砂災害（特別）警戒区域内にあり、土砂災害発生の危険がある場合、使用を制限する避難所」を意味する。

3. 空地関係

地区班	施設名	収容人数 (空地)	住所	備考	洪水時 避難場所	土砂災 区域
御蔵山小	平尾台第4児童公園	3,560	平尾台2丁目14		○	
宇治小	菟道公園	4,630	羽戸山2丁目1-79		○	∨
	黄檗ふれあい公園	3,200	五ヶ庄二番割53-1		○	
南部小	アル・プラザ宇治東 駐車場	5,000	菟道平町28-1	民間施設	※	
三室戸小	立命館宇治中学校・高等学校 菟道グラウンド	5,140	菟道出口	民間施設	○	
菟道第二小	パルティール京都 駐車場	5,000	宇治樋ノ尻88	民間施設		
	東山公園	16,210	折居台1丁目2		○	
大開小	城南荘児童公園	2,540	神明宮東88		○	
	京都府立学校共用運動場 (城南の丘グラウンド)	8,750	広野町大開	府立施設	○	∨
槇島小	槇島公園	1,000	槇島町北内156			
	宇治徳洲会病院 第1駐車場	4,368	槇島町石橋145	民間施設		
伊勢田小	北山公園	1,700	伊勢田町北山20		○	
計		61,098				

注 ・洪水時避難場所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難場所」、
 ※印は「洪水浸水想定区域内にある3階建て以上の避難場所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。

・土砂災区域欄の∨印は「土砂災害（特別）警戒区域内にあり、土砂災害発生の危険がある場合、使用を制限する避難所」を意味する。

区分	施設分		空地	
	箇所数 (ヶ所)	避難収容人数 (人)	箇所数 (ヶ所)	避難収容人数 (人)
1. 指定緊急避難場所 (指定避難所も兼ねる)	31	59,900	31	148,320
2. 指定避難所・空地関係	40	19,454	14	101,742
3. 空地関係			12	61,098
総計	70	79,354	57	311,160

4. その他避難所（集会所等）

	施設名	所在地
1	六地藏公会堂	六地藏奈良町 35-10
2	六地藏南集会所	六地藏柿ノ木町 27
3	御蔵山南集会所	木幡御蔵山 39-1638
4	南木幡集会所	木幡南山 4-54
5	御蔵山集会所	木幡赤塚 49-4
6	南山集会所	木幡南山 13-99
7	西木幡集会所	木幡熊小路 19-144
8	中木幡集会所	木幡北畠 10-10
9	木幡北畠集会所	木幡北畠 45-8
10	東木幡集会所	木幡南山 68-3
11	木幡熊小路集会所	木幡熊小路 38-115
12	登り集会所	木幡花揃 13-3
13	平尾集会所	木幡平尾 16-4
14	平尾南集会所	木幡平尾 67-2
15	平尾東集会所	木幡平尾 27-53
16	平尾北集会所	木幡平尾 28-821
17	須留集会所	木幡須留 5-75
18	木幡檜尾集会所	木幡檜尾 47-7
19	南山南集会所	木幡南山 54-11
20	御園集会所	木幡御園 20-109
21	平尾台西集会所	平尾台一丁目 19-11
22	平尾台東集会所	平尾台三丁目 13-6
23	大和田集会所	五ヶ庄西浦 22-6
24	西岡屋会館	五ヶ庄寺界道 69-1
25	三番割集会所	五ヶ庄三番割 37
26	南部福角集会所	五ヶ庄福角 35-20
27	一番割集会所	五ヶ庄一番割 64
28	西川原集会所	五ヶ庄西川原 21-29
29	福角集会所	五ヶ庄福角 1-1
30	五ヶ庄東集会所	五ヶ庄芝ノ東 17-25
31	広芝集会所	五ヶ庄芝ノ東 40-4
32	五ヶ庄南集会所	五ヶ庄岡本 1-4
33	広岡谷集会所	五ヶ庄広岡谷 2-506
34	大林集会所	五ヶ庄大林 21-6
35	大和田西集会所	五ヶ庄新開 14-51
36	羽戸山集会所	羽戸山二丁目 1-178
37	明星集会所	明星町一丁目 9-87
38	三室戸集会所	菟道荒榎 33-1
39	車田集会所	菟道車田 25-12
40	菟道集会所	菟道河原 7-1
41	菟道北集会所	菟道東隼上り 5-142
42	菟道藪里集会所	菟道藪里 14-65
43	菟道南集会所	菟道荒榎 1-83
44	平町集会所	菟道平町 60-97
45	三室戸北集会所	菟道出口 40-71
46	志津川集会所	志津川南組 16-3
47	笠取南部集会所	炭山直谷 31-12

	施設名	所在地
48	笠取集会所	東笠取稲出 23-4
49	矢落集会所	宇治矢落 71
50	玉池集会所	宇治池森 38-5
51	若宮集会所	宇治荅番 103
52	妙楽集会所	宇治妙楽 13-11
53	新半白集会所	宇治半白 76-3
55	半白集会所	宇治半白 20-42
56	上権現集会所	宇治大谷 5-16
57	川東集会所	宇治東内 21 乙
58	蔭山集会所	宇治蔭山 68-98
59	宇治橋通集会所	宇治荅番 65-5
60	市役所前集会所	宇治下居 10-3
61	戸ノ内集会所	宇治戸ノ内 64-5
62	御廟集会所	宇治御廟 29-12
63	蔭山東集会所	宇治蔭山 30-10
64	米阪集会所	宇治米阪 5-67
65	里尻集会所	宇治里尻 6-4
66	天神台集会所	天神台一丁目 1-8
67	琵琶台集会所	琵琶台三丁目 9-6
68	宇治野神集会所	琵琶台三丁目 12-3
69	折居台北集会所	折居台二丁目 1-122
70	折居台南集会所	折居台一丁目 4-207
71	折居台東集会所	折居台四丁目 1-228
72	白川集会所(民間)	白川宮ノ内 3-5
73	神明集会所	神明石塚 92-2
74	城南荘集会所	神明宮東 88
75	宮西集会所	神明宮西 46-1
76	羽拍子集会所	羽拍子町 27-48
77	南陵集会所	南陵町一丁目 1-353
78	南陵南集会所	南陵町三丁目 1-74
79	落合集会所	槇島町落合 97-7
80	槇島十一集会所	槇島町十一 113-16
81	西目川集会所	槇島町落合 230
82	下村集会所	槇島町大幡 48-4
83	東目川集会所	槇島町清水 17-1
84	紫ヶ丘集会所	槇島町南落合 56-20
85	槇島集会所	槇島町北内 24-2
86	槇島三軒家集会所	槇島町一ノ坪 158
87	吹前集会所	槇島町吹前 37
88	西小倉集会所	小倉町南堀池 52-3
89	蓮池中集会所	小倉町蓮池 151-25
90	西山集会所	小倉町西山 19-12
91	堀池集会所	小倉町堀池 39-42
92	蓮池集会所	小倉町蓮池 102-12
93	老ノ木集会所	小倉町老ノ木 53-4

	施設名	所在地
94	西浦東集会所(民間)	小倉町西浦 26-14
95	南小倉集会所	小倉町南浦 71-138
96	南堀池集会所	小倉町南堀池 85-7
97	春日森集会所	小倉町春日森 44-3
98	中畑集会所	小倉町中畑 49-3
99	東堀池集会所	小倉町堀池 23-18
100	開集会所	開町 63-4
101	砂田集会所	伊勢田町砂田 6-132
102	名木集会所	伊勢田町名木一丁目 1-280
103	中ノ田集会所	伊勢田町中ノ田 37-178
104	名木西集会所	伊勢田町名木二丁目 1-59
105	南遊田集会所	伊勢田町南遊田 13-13
106	伊勢田北集会所	伊勢田町若林 21-3
107	伊勢田南集会所	伊勢田町南山 42-16
108	伊勢田集会所	伊勢田町毛語 60
109	砂田北集会所	伊勢田町砂田 40-6
110	安田町集会所	安田町大納言 1
111	緑ヶ原集会所	広野町新成田 26-1
112	広野集会所	広野町丸山 1-1
113	奥広野集会所	広野町尖山 2-21
114	広野丸山集会所	広野町丸山 52-11
115	南広野集会所	広野町寺山 45-15
116	小根尾集会所	広野町小根尾 138-227
117	広野三軒家集会所	広野町大開 177-3
118	広野宮谷集会所	広野町宮谷 106-8
119	広野寺山集会所	広野町寺山 58-118
120	北広野集会所	広野町桐生谷 46-59
121	大開集会所	広野町大開 51-4
122	大開西集会所	広野町大開 9-129
123	西広野集会所	広野町西裏 50-3
124	尖山集会所	広野町尖山 4-657
125	広野友が丘東集会所	広野町尖山 34-1
126	広野成田集会所	広野町成田 1-48
127	寺山台集会所	寺山台二丁目 10-1
128	西大久保集会所	大久保町旦椋 28-3
129	南大久保集会所	大久保町上ノ山 53-53
130	平盛集会所	大久保町平盛 15-14
131	クロス	小倉町西山 44

資料1-3 道路の現況

令和6年4月1日現在

区分		実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
計（林道除く）		668,421	573,573	86%
国道24号		4,796	4,796	100%
京滋バイパス		10,200	10,200	100%
府道	京都府管理分	43,762	43,762	100%
	京都市管理分（醍醐大津線）	5,821	4,422	76%
市道		604,233	511,031	85%
林道		21,258	不明	不明

資料1-4 市内における国宝、重要文化財等及び市指定文化財一覧表

令和3年1月1日現在

種類	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	選定保存技術	地区(決定)	文化財環境保全	合計
	建造物	美術工芸品								有形	無形	史跡	名勝	天然記念物						
		絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料												
国	国宝	3	1	3	2	-	-	-	-	1	-	-	4	2	-	1	/	-	/	56
	重文	11	4	19	2	1	1	-	1	-	-	4	2	-	1	/	-	/		
府	指定	11	-	3	1	-	2	3	-	-	-	1	4	-	-	/	-	/	111	
	登録	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
	暫定	13	44	-	-	14	5	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-		
市	指定	4	3	34	2	3	-	3	2	1	-	1	2	-	1	-	-	-	56	

所有者/管理団体 (50音順)	区分	種類	指定年月日	名称	員数	時代
縣神社	府	建造物(暫)	平 30.3.23	縣神社本殿	1棟	/
		建造物(暫)		縣神社客殿(旧拝殿)	1棟	
		建造物(暫)		縣神社末社稻荷社	1棟	
旦椋神社	府	建造物(登)	昭 60.5.15	旦椋神社本殿	1棟	江戸
安養寺	市	彫刻	平 6.3.28	木造地藏菩薩立像	1軀	平安末~鎌倉初
		彫刻	平 16.3.26	木造阿彌陀如来坐像	1軀	平安
巖島神社	市	建造物	平 17.3.28	巖島神社本殿	1棟	江戸
宇治上神社	国宝	建造物	明 35.4.17	宇治上神社本殿	1棟	平安(後期)
		建造物	明 35.7.31	宇治上神社拜殿	1棟	鎌倉(前期)
		建造物	明 45.2.8	宇治上神社摂社春日神社本殿	1棟	鎌倉(後期)
	重文	絵画	昭 52.6.11	本殿扉絵(板絵著色) 童子像(第一殿)2面、隨身像(第三殿)2面	4面	平安
		建造物(暫)	平 30.3.23	宇治上神社末社巖島社	1棟	/
		建造物(暫)		宇治上神社末社香椎宮	1棟	
		建造物(暫)		宇治上神社末社武本稻荷社	1棟	
古文書(暫)	宇治上神社文書	1,060点				
宇治市を含む地元	市	彫刻	昭 48.3.30	石造聖観音菩薩坐像(東屋観音)	1軀	鎌倉
		彫刻		線刻阿彌陀三尊仏(かげろう石)	1基	平安
		考古資料		伊勢田塚陶棺	1基	6世紀後半~7世紀前半
宇治市	国	史跡	昭 61.6.9	隼上り瓦窯跡	2,066.00㎡	飛鳥(7世紀前半)
		史跡	平 21.7.23 平 28.10.3	宇治川太閤堤跡	22,584.08㎡ 1,099.40㎡	江戸
		重要文化的景観	平 21.2.12	宇治の文化的景観	228.5ha	/
		史跡	平 30.10.15	宇治古墳群	25,596.00㎡	/
		名勝	平 30.10.15	宇治山	257,134.90㎡	/
	府	考古資料	平 6.2.18	二子山古墳出土品	一括	古墳(5世紀中頃~後半)
		考古資料	平 21.3.24	白川金色院跡経塚遺物	61点	平安・室町
		考古資料(暫)	平 29.12.27	善法古墓出土品	一括	/
		有形民俗(暫)		宇治の製茶関連用具	348点	
	市	考古資料	昭 61.4.25	隼上り瓦窯出土遺物	一括	7世紀前半
考古資料		平 6.3.28	瓦塚古墳出土遺物	一括	5世紀後半	
史跡		平 9.3.25	庵寺山古墳	/	4世紀後半	
史跡		平 24.3.27	西山古墳	/	6世紀後半~7世紀前半	

		工芸品	平 4.3.31	宇治橋銅擬宝珠	1 口	江戸
		歴史資料	平元.3.31	宇治郷総絵図	1 鋪	江戸
宇治神社	重文	建造物	明 35.7.31	宇治神社本殿	1 棟	鎌倉（後期）
		彫刻	明 36.4.15	木造菟道稚郎子命坐像	1 軀	平安
	府	建造物	平 30.3.23	宇治神社末社春日社本殿	1 棟	/
		建造物（暫）	平 30.3.23	宇治神社拜殿	1 棟	
		建造物（暫）		宇治神社末社日吉社	1 棟	
		建造物（暫）		宇治神社末社住吉社	1 棟	
	市	彫刻	昭 47.3.1	白色刷面（雪掻きの面）	1 面	桃山
		彫刻	昭 63.3.31	木造狛犬	2 軀（1 対）	鎌倉
宇治茶製法技術保存協会	市	無形（工芸技術）	昭 61.4.25	宇治茶手もみ製法	/	/
恵心院	府	建造物	平 25.3.19	恵心院本堂	1 棟	江戸
	市	彫刻	平 3.3.30	木造十一面観音立像	1 軀	平安
円福寺	市	彫刻	平元.3.31	銅造釈迦誕生仏像	1 軀	奈良
下居神社	府	建造物（登）	昭 59.4.14	下居神社本殿	1 棟	江戸
		環境保全地区	昭 59.4.14	下居神社文化財環境保全地区	/	/
	市	彫刻	平 18.9.12	木造男神坐像 木造女神坐像	1 軀 2 軀	鎌倉 鎌倉
金子重男	市	天然記念物	平 4.3.31	金子邸のかや	1 本	/
願行寺	市	彫刻	平元.3.31	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉
		彫刻	平 5.3.31	石造不動明王坐像	1 軀	平安
上林春松	府	名勝	平 29.3.17	上林春松家庭園	/	大正
		古文書（暫）	平 31.2.1	上林春松家文書	961 点	/
京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議	府	無形民俗	平 20.3.21	宇治茶手もみ製茶技術	/	/
京都府茶業会議所	府	有形民俗（暫）	平 30.3.23	宇治の製茶図	4 点	/
清瀧宮（東）	府	建造物	平 30.3.23	清瀧宮本殿	1 棟	江戸
清瀧宮（西）	市	建造物		清瀧宮本殿	1 棟	江戸
		彫刻	平 2.3.30	木造男神坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造男神坐像（両脚部欠）	1 軀	鎌倉
興聖寺	府	名勝	昭 61.4.15	興聖寺庭園及び琴坂	/	江戸（中期）
		環境保全地区	平 7.3.14	興聖寺文化財環境保全地区	/	/
		絵画（暫）	平 29.9.29	紙本著色十界図 六曲屏風 右隻	1 隻	/
		絵画（暫）		紙本著色十界図 六曲屏風 左隻	1 隻	
		絵画（暫）		絹本著色釈迦三尊十六善神像	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色釈迦三尊十六羅漢像	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 寶度羅跋羅惰闍尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 迦諾迦伐蹉尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 迦諾跋釐墮闍尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 藕賓陀尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 諾距羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 跋陀羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 迦理迦尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 伐闍羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 戎博伽尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 半諾迦尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 羅怛羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像 那伽犀那尊者	1 幅	
絵画（暫）	絹本著色十六羅漢像 因揭陀尊者	1 幅				
絵画（暫）	絹本著色十六羅漢像 伐那波斯尊者	1 幅				

		繪画(暫)		絹本着色十六羅漢像 阿氏多尊者	1幅		
		繪画(暫)		絹本着色十六羅漢像 注茶半諾迦尊者	1幅		
	市	建造物	平 4.3.31	興聖寺伽藍 本堂、僧堂、庫裏、衆寮、浴室、樓門、藥医門(中雀門)、 鐘樓、天竺殿、開山堂、知祠堂、秋葉大権現	12棟	江戸	
		繪画	昭 53.3.25	絹本着色釈迦三尊十六羅漢像	1幅	南北朝	
		彫刻	昭 47.3.1	木造聖觀音立像	1軀	平安	
工芸品	平 4.3.31	梵鐘	1口	江戸			
個人	府	古文書(暫)	平 30.3.23	上林三入家文書	947点		
個人	府	古文書(暫)	平 30.3.23	上林味卜家文書	1,462点		
許波多神社 (五ヶ庄)	重文	建造物	明 39.4.14	許波多神社本殿	1棟	室町	
		工芸品	平 10.6.30	鉄宝相華孔雀銅象嵌半舌鏡	1双	平安	
許波多神社 (木幡)	府	彫刻	昭 61.4.15	木造男神坐像 1 木造女神坐像 1	2軀	鎌倉	
	府	建造物(暫)	平 30.3.23	許波多神社本殿	1棟		
最勝院	市	建造物(暫)	平 30.3.23	許波多神社田中神社本殿	1棟		
		歷史資料	平 3.3.30	平等院境内古凶	2幅	江戸	
西導寺	重文	彫刻	明 42.9.22	木造薬師如来坐像	1軀	平安	
		彫刻	明 43.4.20	木造毘沙門天立像	1軀	平安	
	市	彫刻	昭 63.3.31	木造毘沙門天立像	1軀	平安	
獅子林院	府	建造物	平 4.4.14	獅子林院開山山塔	1棟	江戸	
地藏院	重文	彫刻	明 42.4.5	板彫両界曼荼羅	2面	平安	
		彫刻		銅造阿闍如来立像	1軀	平安	
		彫刻		銅造阿弥陀如来及脇侍像(一座)	2軀	奈良	
		彫刻		銅造釈迦如来坐像	1軀	平安	
		彫刻		銅造大威徳明王像	1軀	平安	
		彫刻		木造觀世菩薩坐像	1軀	平安	
	府	彫刻	明 45.2.8	木造阿弥陀如来立像	1軀	平安	
	市	工芸品	昭 58.4.15	梵鐘	1口	南北朝	
		古文書	平元.4.14	金色院御堂再興勸進状	1巻	室町	
市	書跡・典籍	昭 45.10.28	大般若經	563巻	平安~江戸		
	書跡・典籍		紺紙金泥法華經	8巻	平安		
十八神社	重文	建造物	大 12.3.28	十八神社本殿	1棟	室町	
正覚院	府	彫刻	平 14.3.26	木造毘沙門天立像	1軀	鎌倉	
	市	彫刻	平 7.3.29	木造聖觀音菩薩立像	1軀	平安	
松殿山荘	重文	建造物	平 29.11.28	松殿山荘 本館、北蔵、南蔵、連斎、撫松庵、春秋亭、樹松庵、 聖賢堂、仙靈学舎、修礼講堂及び事務所、宝庫、大門	12棟	大正~昭和	
浄土院	重文	建造物	昭 2.4.25	浄土院養林庵書院	1棟	江戸(中期)	
		府	古文書	平元.4.14	平等院修造勸進状	1巻	室町
					平等院旧起	1巻	江戸
	市	名勝	昭 63.4.15	養林庵書院庭園		江戸(前期)	
		建造物	平 5.3.31	浄土院羅漢堂	1棟	江戸	
		繪画	昭 51.3.31	養林庵書院障壁画	13面	江戸	
		彫刻	昭 47.3.1	木造帝釈天立像	1軀	平安	
		彫刻	平元.3.31	木造阿弥陀如来立像	1軀	鎌倉~南北朝	
書跡・典籍	平 2.3.30	和漢朗詠集卷下断簡(平等院切)(禁中・古京)	1幅	平安			
称名寺	重文	工芸品	昭 51.6.5	梵鐘	1口	鎌倉	
	市	彫刻	平 5.3.31	木造釈迦如来坐像	1軀	平安	
神明神社	府	建造物(暫)	平 30.3.23	神明神社内宮	1棟		
		建造物(暫)		神明神社外宮	1棟		
炭山八幡宮	市	建造物	平 3.3.30	八幡宮本殿	1棟	江戸	

誓澄寺	市	彫刻	平 3.3.30	木造観音菩薩立像	1 軀	平安
		彫刻		木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
蔵林寺	市	彫刻	昭 53.3.25	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造毘沙門天立像	1 軀	平安
		彫刻		木造地藏菩薩立像	1 軀	平安
大幣座	市	無形民俗	平 24.3.27	大幣神事		
天真院	府	建造物	平 4.4.14	天真院 客殿、表門、経蔵	3 棟	江戸
中村藤吉	府	名勝	平 29.3.17	中村藤吉家庭園		大正
能化院	重文	彫刻	明 43.4.20	木造地藏菩薩坐像	1 軀	平安
白山神社	重文	建造物	明 43.8.29	白山神社拜殿	1 棟	鎌倉
		彫刻	明 42.4.5	木造伊邪那美尊坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造十一面観音立像	1 軀	平安
平等院	国宝	建造物	明 30.12.28	平等院鳳凰堂 中堂 1 棟、両翼廊 2 棟、尾廊 1 棟	4 棟	平安
		絵画	昭 47.5.30	鳳凰堂中堂壁扉画（板絵著色） 九品来迎図 11 面、日想観図 2 面、本尊後壁画 1 面	14 面	平安
		彫刻	昭 26.6.9	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
		彫刻	昭 30.6.22	木造雲中供養菩薩像	52 軀	平安
		彫刻	昭 31.6.28	木造天蓋	1 具	平安
		工芸品	昭 27.3.29	梵鐘	1 口	平安
		工芸品	昭 48.6.6	金銅鳳凰	1 対	平安
	国	史跡・名勝	大 11.3.8	平等院庭園	20,232.30㎡	
	重文	建造物	明 35.4.17	平等院観音堂	1 棟	鎌倉（前期）
		彫刻	明 33.4.7	木造十一面観音立像	1 軀	平安
市	彫刻	昭 51.3.31	木造地藏菩薩立像	1 軀	平安	
	彫刻		木造不動明王立像及二童子像	3 軀	平安	
宝壽寺	市	彫刻	昭 63.3.31	木造菩薩形坐像	1 軀	平安
放生院	重文	建造物	昭 28.3.31	浮島十三重塔	1 基	鎌倉
		彫刻	明 44.8.9	木造地藏菩薩立像	1 軀	鎌倉
		彫刻		木造不動明王立像	1 軀	平安
	古文書	昭 40.5.29	宇治橋断碑	1 基	飛鳥	
府	考古資料	平 15.3.14	浮島十三重塔納置品	一括	平安～室町	
宝蔵院	重文	歴史資料	昭 32.2.19	鉄眼版一切経版木	48,275 枚	江戸
	府	建造物	平 4.4.14	宝蔵院開山塔	1 棟	江戸
萬壽院	府	建造物	昭 58.4.15 平 4.4.14	萬壽院 客殿、開山堂 庫裏、表門	4 棟	江戸
萬松院	府	建造物	平 4.4.14	萬松院開山堂	1 棟	江戸
萬福寺	重文	建造物	大 2.4.14 平元.5.19	萬福寺 大雄宝殿、法堂、天王殿、齋堂、禅堂、伽藍堂、祖師堂、 鐘楼、鼓楼、三門、総門、東方丈、西方丈 祠堂、大庫裏、威徳殿	16 棟	江戸
		建造物	昭 40.5.29 平元.5.19	萬福寺松隠堂 開山堂、通玄門、寿蔵、舍利殿 客殿、庫裏、侍真寮	7 棟	江戸
		絵画	明 40.5.27	紙本著色隠元和尚像	1 幅	江戸
		絵画	昭 3.4.4	紙本淡彩 西湖図 4 幅、西湖図 4 幅、虎溪三笑図 8 幅 五百羅漢図 8 幅、瀑布図 4 幅、波涛図 1 幅	6 点	江戸
		絵画	昭 52.6.11	紙本淡彩観音図 陳賢筆	1 帖	江戸
		書跡・典籍	昭 34.12.18	黄檗山木額 40 面、柱聯 44 対 榜牌 13 面、同下書 14 幅		江戸
府	史跡	昭 60.5.15	萬福寺境内		江戸	

		絵画(暫)	平 29.12.27	絹本著色費隱通容像 張琦筆 崇禎壬午年六月の自賛がある	1 幅		
		絵画(暫)		紙本著色隠元隆琦像 楊道真筆慧門如沛の賛がある	1 幅		
		書跡・典籍(暫)	平 30.3.23	黄檗開山塔院旧蔵書(隠元隆琦手沢本)	585 点		
		書跡・典籍(暫)		鉄眼版一切経(黄檗開山塔院旧蔵)	1,034 冊		
		書跡・典籍(暫)		費隱通容墨跡 源流 与隠元隆琦	1 巻		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡 黄檗山萬福寺進山法語	1 巻		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡 黄檗山開堂法語	1 巻		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡 諸和尚西域木謝偈/唐木寄進状	1 巻		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡 八十自祝偈	1 幅		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡 雪中煮茶詩巻	1 幅		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡 示諸法子孫偈	1 幅		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡 示元瑤尼偈	1 幅		
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡 遺偈	1 幅		
		書跡・典籍(暫)		平 31.2.1	隠元隆琦墨跡 大殿樂成偈		1 幅
		書跡・典籍(暫)			木庵性瑠墨跡 大雄宝殿樂成上堂巻		1 巻
		書跡・典籍(暫)		木庵性瑠他墨跡 諸師舍利賛和韻	1 巻		
		古文書(暫)	平 30.3.23	印章 隠元隆琦所用	10 顆		
		考古資料(暫)	平 29.12.27	萬福寺松隠堂庫裏出土品	一括		
三室戸寺	重文	彫刻	明 42.4.5	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像	3 軀	平安	
		彫刻		木造釈迦如来立像	1 軀	鎌倉	
		彫刻		木造毘沙門天立像	1 軀	平安	
	府	建造物	平 2.4.17	三室戸寺 本堂、三重塔、旧本堂墓股	1 棟 1 基	江戸・室町	
		建造物(登)		三室戸寺 阿弥陀堂、鐘楼	2 棟	江戸	
		絵画(暫)	平 29.9.29	絹本著色乾闥婆像	1 幅		
		絵画(暫)		絹本著色朝熊山曼荼羅図	1 幅		
		絵画(暫)		絹本著色如意輪観音像	1 幅		
		絵画(暫)		絹本著色大威徳明王像	1 幅		
		絵画(暫)		絹本著色両界曼荼羅図 金剛界	1 幅		
		絵画(暫)		絹本著色両界曼荼羅図 胎蔵界	1 幅		
		絵画(暫)		絹本著色宝楼閣曼荼羅図	1 幅		
		絵画(暫)		絹本著色尊星王像	1 幅		
		絵画(暫)		平 30.3.23	絹本著色十二天像 帝釈天		1 幅
		絵画(暫)			絹本著色十二天像 火天		1 幅
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 焰魔天		1 幅		
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 羅刹天		1 幅		
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 水天		1 幅		
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 風天		1 幅		
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 毘沙門天		1 幅		
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 伊舎那天		1 幅		
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 梵天		1 幅		
		絵画(暫)	絹本著色十二天像 地天		1 幅		
	絵画(暫)	絹本著色十二天像 日天	1 幅				
	絵画(暫)	絹本著色十二天像 月天	1 幅				
	絵画(暫)	絹本著色両界曼荼羅図 胎蔵界	1 幅				
	絵画(暫)	絹本著色両界曼荼羅図 金剛界	1 幅				
	市	絵画	昭 53.3.25	絹本著色如意輪観音像	1 幅	鎌倉	
	妙光寺	府	彫刻	昭 62.4.15	木造薬師如来坐像	1 軀	鎌倉
			彫刻	昭 54.3.23	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
		市	彫刻		木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
			彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	平安	

		彫刻		木造十一面観音立像	1 軀	平安
村山明	国	重要無形 (木竹工)	平 15.7.10	木工芸		
来迎寺	市	彫刻	平 4.3.31	木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
龍興院	府	建造物	平 4.4.14	龍興院開山堂	1 棟	江戸

2. 消防無線の配置状況

(1) 基地局

呼出名称	所 管	無線局の種別	出力	常置場所
宇治消本部	宇治市消防本部	基地局	10W	(送受信所) 宇治市役所構内 (通信所) 宇治市消防本部構内
宇治消宇治トンネル	〃	〃	20W	(送受信所) 京滋バイパス宇治トンネル 地下換気所構内 (第1通信所) 宇治トンネル東坑口 (第2通信所) 宇治トンネル西坑口

(2) 移動局(車載)

呼出名称	所 管	無線局の種別	出力	常置車両
宇治消指令1	消防本部	移動局	5W	指令車
宇治消指令2	〃	〃	〃	
宇治消指揮1	〃	〃	〃	指揮指令車
宇治消指揮2	〃	〃	〃	
宇治消5	中消防署	〃	〃	化学消防ポンプ自動車
宇治消中2	〃	〃	〃	消防ポンプ自動車
宇治消中3	〃	〃	〃	小型水槽付消防ポンプ自動車
宇治消中7	〃	〃	〃	水防資機材搬送車
宇治消中救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消中指令1	〃	〃	〃	指令車
宇治消中指令2	〃	〃	〃	
宇治消西5	〃	〃	〃	化学消防ポンプ自動車
宇治消榎2	榎島消防分署	〃	〃	消防ポンプ自動車
宇治消榎3	〃	〃	〃	小型水槽付消防ポンプ自動車
宇治消榎舟艇1	〃	〃	〃	舟艇搬送車
宇治消榎救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消支援1	〃	〃	〃	高度救助資機材搬送車
宇治消西3	西消防署	〃	〃	小型水槽付消防ポンプ自動車
宇治消西8	〃	〃	〃	はしご付消防自動車
宇治消西救助1	〃	〃	〃	救助工作車
宇治消西救助2	〃	〃	〃	救助工作車
宇治消西救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消西指令1	〃	〃	〃	指令車
宇治消伊勢田救急1	伊勢田救急出張所	〃	〃	高規格救急車
宇治消救急1	〃	〃	〃	〃
宇治消榎7	〃	〃	〃	水防資機材搬送車
宇治消2	東消防署	〃	〃	消防ポンプ自動車
宇治消東2	〃	〃	〃	〃
宇治消東1	〃	〃	〃	水槽付消防ポンプ自動車
宇治消東7	〃	〃	〃	水防資機材搬送車
宇治消東8	〃	〃	〃	はしご付消防自動車
宇治消東救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消東指令1	〃	〃	〃	指令車

(3) 移動局（携帯）

呼出名称	所 管	無線局の種別	出力	常置場所（部隊名）
宇治消31	消防本部	移動局	5W	消防本部
宇治消32	〃	〃	〃	〃
宇治消41	〃	〃	〃	〃
宇治消51	〃	〃	〃	〃
宇治消指揮31	〃	〃	〃	本部指揮隊
宇治消指揮32	〃	〃	〃	〃
宇治消指揮33	〃	〃	〃	〃
宇治消指揮34	〃	〃	〃	〃
宇治消中21	中消防署	〃	〃	中消防隊
宇治消中22	〃	〃	〃	〃
宇治消中23	〃	〃	〃	〃
宇治消中24	〃	〃	〃	〃
宇治消中41	〃	〃	〃	中消防署
宇治消中90	〃	〃	〃	中救急隊
宇治消榎21	榎島消防分署	〃	〃	榎島消防隊
宇治消榎22	〃	〃	〃	〃
宇治消榎23	〃	〃	〃	〃
宇治消榎24	〃	〃	〃	〃
宇治消榎90	〃	〃	〃	榎島救急隊
宇治消西11	西消防署	〃	〃	西救助隊
宇治消西12	〃	〃	〃	〃
宇治消西13	〃	〃	〃	〃
宇治消西14	〃	〃	〃	〃
宇治消西21	〃	〃	〃	〃
宇治消西22	〃	〃	〃	〃
宇治消西23	〃	〃	〃	〃
宇治消西24	〃	〃	〃	〃
宇治消西41	〃	〃	〃	西消防署
宇治消西90	〃	〃	〃	西救急隊
宇治消伊勢田90	伊勢田救急出張所	〃	〃	伊勢田救急隊
宇治消東21	東消防署	〃	〃	東消防隊
宇治消東22	〃	〃	〃	〃
宇治消東23	〃	〃	〃	〃
宇治消東24	〃	〃	〃	〃
宇治消東25	〃	〃	〃	〃
宇治消東26	〃	〃	〃	〃
宇治消東41	〃	〃	〃	東消防署
宇治消東90	〃	〃	〃	東救急隊

(4) 移動局（車載携帯）

呼出名称	所 管	無線局の種別	出力	常置車両
宇治消6	消防本部	移動局	5W	人員搬送車
宇治消10	〃	〃	〃	査察車
宇治消中10	中消防署	〃	〃	査察広報車
宇治消榎10	榎島消防分署	〃	〃	〃
宇治消西10	西消防署	〃	〃	〃
宇治消伊勢田10	伊勢田救急出張所	〃	〃	〃
宇治消東10	東消防署	〃	〃	指令広報車

資料1-6 市内の医療施設一覧

(1) 病院

令和7年4月1日現在

名称	所在地	電話	診療科目	病床数						備考
				総数	精神	結核	一般	療養	感染症	
京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷2	32-5900	精・内	256	256					
宇治武田病院	宇治里尻36-26	25-2500	内・小・外・眼・耳・リハ・歯・放・麻・肛外・消内・ア・リ・口・循内・神内・皮・泌・腎内・糖内・内分泌内科・呼外・脳内・脳外・形外・整外	177			177			救急告示病院
社会福祉法人あじろぎ会宇治病院	五ヶ庄芝ノ東54-2	32-6000	内・消内・外・整・産婦・リハ・眼・麻・循内・呼内・泌・糖内・乳外・放・整外・婦・脳内	253			140	113		救急告示病院
医療法人社団一心会 都倉病院	宇治山本27	22-4521	内・小・外・整・産婦・皮・整内・形外	55			35	20		救急告示病院
医療法人 栄仁会宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割32-1	32-8111	内・精・脳内・リハ・心内	453	395		0	58		
医療法人仁心会 宇治川病院	小倉町老ノ木31	22-1335	内・外・整外・眼・皮・泌・脳外・耳・精・心内・リハ・麻	179			179			救急告示病院
医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院	槇島町石橋145	20-1111	内・呼内・呼外・消内・消外・心臓血管内科(循環器)・脳内・神内・外・整外・脳外・産婦・眼・耳・皮・泌・放・麻・肛外・リハ・口・心外・形外・小外・乳外・人工透析内科・ペインクリニック・疼痛緩和外科・糖尿病内分泌内科・病理診断科・救急科・放診・放治・緩和ケア内科・内視鏡外・頭頸外・血液内	479			473		6	地域災害拠点病院 救急告示病院
医療法人長安会 中村病院	大久保町平盛91-8	44-8111	内・胃・外・整外・脳外・小	103				103		
医療法人せいふう会 宇治脳卒中リハビリテーション病院	大久保町井ノ尻43-1	48-2110	内・リハ	88			88			
医療法人和松会 六地藏総合病院	六地藏奈良町9	33-1717	内・外・整外・脳外・泌・リハ・麻・小・眼・耳・皮・放・循内・呼内・消内・消外・肛外・形外	199			199	0		救急告示病院
合計				2,148	651	0	1,203	294		

(2) 診療所等

令和6年4月1日現在

名称	所在地	電話	診療科目	病床数				備考
				総数	精	結	一般	
社会福祉法人宇治明星園伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム診療所	伊勢田町若林 41、42	41-1300	内、外					
医療法人 曾我産婦人科	伊勢田町大谷 61-22	20-0006	産婦	9			9	
医療法人千照会千原眼科医院	伊勢田町南山 50-1	45-2060	眼	10			10	
おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013	内・小・呼					
医療法人 浅妻医院	伊勢田町名木3丁目1-30	44-0888	ア・小・外・呼					
このクリニック	伊勢田町名木2丁目1-181	66-1180	内・皮					
古川整形外科医院	宇治壺番 10-8 ベルメゾンF	20-5575	リウ・整外・リハ・ 主たる科目 整形外科、リハビリテーション科					
やぎ小児科医院	宇治壺番 132-4 谷口ビル2F	23-8104	小					
村澤医院	宇治壺番 134-1 宇治荒川ビル2FC号	21-1731	内・胃・循					
医療法人社団 服部医院	宇治壺番 68	22-1111	内					
宇治市休日急病診療所	宇治下居 13-2	39-9430 22-4630	内・小・歯					休日、年末年始のみ
やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974	皮・整外					
医療法人育栄会 マキノ耳鼻咽喉科診療所	宇治戸ノ内 80-11	28-5239	耳					
京都府山城北保健所	宇治市宇治若森 7-6	21-2191	内					
大西眼科医院	宇治式番 1 一ノ坂ビル1F	21-3773	眼					
宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166	小・整外・リハ					
医療法人糖心会 べっぷ内科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024	内・循内・腎内・糖内					
医療法人 松井整形外科医院	宇治半白 19-10	23-2055	リウ・整外・リハ					
ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 ミツダビル4F	22-3341	神内・精					
増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	内・小・放・消・循					
田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	内・胃内・放・胃					
社会福祉法人京都悠仁福祉会京都認知症総合センタークリニック	宇治里尻 36-35	25-1110	内・脳神内					

資料編（共通資料）

名称	所在地	電話	診療科目	病床数				備考
				総数	精	結	一般	
※社会福祉法人京都悠仁福祉会特別養護老人ホーム ヴィラ鳳凰医務室	宇治里尻 36-35	25-2577	内					
おかもと心とからだのクリニック	大久保町久保 12 ムミネガーデン 1F	39-7552	精・心療					
やましろ健康医療協同組合 あさくら診療所	大久保町山ノ内 19-1	46-5151	内・神内・リハ・放・歯・矯正・小歯					
上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山 21-1	43-4181	内・消					
医療法人 芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山 51-55	43-3387	耳					
石田皮ふ科	大久保町上ノ山 51-63	46-1241	皮					
多田クリニック	大久保町大竹 26-7	41-3022	精・心療					
ただ皮フ科クリニック	大久保町大竹 26-7	44-1448	皮・精・心療					
医療法人社団 正裕会 まつだ在宅クリニック	大久保町旦椋 11-8 コパングエヌ 201 号	46-8039	内					
医療法人 小山内科医院	大久保町北ノ山 24-1 ホクエビル 4F	46-3211	内・小・放・消					
川北整形外科医院	大久保町北ノ山 24-1 ホクエビル 2F	44-8550	リハ・整外・リハ					
医療法人 児玉眼科医院	小倉町久保 106-1 中村ビル 2F	23-3268	眼					
医療法人 鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	内・外・整外・リハ					
医療法人社団英栄会 大嶋耳鼻咽喉科医院	小倉町神楽田 10-5	20-1234	ア・耳					
医療法人たなか医院	小倉町神楽田 16	66-2994	ア・小					
医療法人 松田整形外科医院	小倉町神楽田 38-13	21-4628	整外					
医療法人高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	消内・皮・外・整外					
医療法人今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	内・小・老年内科					
藤倉眼科医院	小倉町西浦 88-29 今井ビル 2F	20-1818	眼					
たいち整形外科・リハビリテーションクリニック	小倉町西浦 98	22-3300	整外・リハ					
西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	内・外・整外・泌・胃・循・肛					
医療法人浩正會 宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	内・皮・小・外・整外・胃・肛					
医療法人社団 完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507	内・消内・胃内小・外・乳外・肛外・麻					

名称	所在地	電話	診療科目	病床数				備考
				総数	精	結	一般	
医療法人社団 岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	内・放・消					
植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	内・外・リハ					
山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	内					
医療法人社団 笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	内・皮・小・放・胃					
二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	内					
※国立大学法人 京都大学保健管理室宇治分室	五ヶ庄	38-4381	内					
※陸上自衛隊宇治駐屯地医務室	五ヶ庄官有地	31-8121	内・外・歯	3			3	
中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477	内・ア・呼・循					
医療法人宝寿会藤井おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新開 11-29・18	33-2828	内・神内・リハ					
ふじいキハダ診療所	五ヶ庄新開 11	31-3111	内・神内					
橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511	整外・リハ					
竹下眼科医院	五ヶ庄西浦 17-2	33-5331	眼					
医療法人相幸会いちのはしクリニック	五ヶ庄折坂 56-1	31-1115	内・救急					
藤井医院	五ヶ庄梅林 46-5	31-8355	内					
今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189	内・ア・消					
医療法人東香会中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	リハ・整外・リハ					
小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	内・小					
大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	内・小・整外・リハ・消内					
グリーン耳鼻咽喉科クリニック	木幡陣ノ内 55 2階	31-8733	ア・耳					
医療法人こう内科クリニック	木幡西浦 35-1	32-1457	内・循内・腎内・透					
パナソニック宇治健康管理室	木幡西中 25	32-1111	内					
医療法人社団神野医院 ショートステイじんの医務室	木幡赤塚 20	31-4874	呼内・外					
医療法人 村田眼科	木幡大瀬戸 30-9	38-1919	眼					
大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	内・皮・小・外・整外・放・肛					
てらもとクリニック	木幡中村 29-106	31-3100	内・循内					
松崎小児科医院	木幡内畑 34-11 エニハショップビル2F	32-1390	小					
医療法人鳳凰会近藤診療所	木幡南山畑 37-5	33-3691	精・心療・神					

資料編（共通資料）

名称	所在地	電話	診療科目	病床数				備考
				総数	精	結	一般	
社会福祉法人あじろぎ会宇治あじろぎ在宅クリニック	木幡南端 34-1 サニークレスト 203 号	34-2031	内・神内・脳神経内科					
いそべ医院	木幡南端 48-10	32-0708	皮					
※京都医療少年院医務課診療所	木幡平尾 4	31-8101	内・皮・精・外・整外・泌・眼・耳・産婦・歯					
秋岡クリニック	木幡北山畑 19-30	31-8866	内・皮					
※社会福祉法人不動園天ヶ瀬苑医務室	白川東山 15	23-0030	内					
※社会福祉法人第二天ヶ瀬学園診療所	白川東山 15	24-2011	内					
※社会福祉法人不動園天ヶ瀬寮医務室	白川東山 15	22-2000	内・整外					
※社会福祉法人不動園診療所	白川東山 15	28-4555	内・精・外・整外					
※一般財団法人日本老人福祉財団京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	内・精・整外	9			9	
※社会福祉法人宇治明星園白川診療所	白川鍋倉山 22-10	21-6055	内・精					
やえクリニック	神明宮東 14-1 宇治神明ビル 1F	20-2900	内・糖内					
とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5418	内・循内					
※社会福祉法人長安会桃花苑診療所	神明石塚 39-62	23-8839	内・外・脳外・整外					
社会医療法人 岡本病院（財団）おかもとクリニック	神明石塚 54-18	45-4110	内・透					
※社会福祉法人宇治明星園宇治明星園診療所	菟道岡谷 16-3	23-6922	内・皮・心療・外・肛					
原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	内・胃					
吉川眼科医院	菟道荒槇 1-63	24-2286	眼					
大石三室戸医院	菟道荒槇 28-3	24-0306	内・皮・小・外・放・肛					
あべじゅん婦人科	菟道荒槇 1-50	46-8639	小外・婦					
医療法人社団絃仁会 土井内科	菟道荒槇 1-54	24-1885	循内・糖内					
医療法人 こうどう小児科	菟道西隼上り 4-23	33-8886	ア・小・小児内 分泌内科					
いしだ医院	菟道田中 32-6	20-7711	循内・皮					
原田医院	菟道東隼上り 5-38	33-3411	内・小・胃					
医療法人弥生会上田診療所	菟道平町 17	22-7586	内・皮・小					

名称	所在地	電話	診療科目	病床数				備考
				総数	精	結	一般	
社会福祉法人マイ クロ福祉会特別養 護老人ホームまご ころ園医務室	菟道藪里 11-3	28-5737	内・精					
※社会福祉法人 あじろぎ会笠取ふ れあい福祉センタ ー医務室	西笠取下荘川西 7-2	075-573 -2002	内					
中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	内・外・整外・ リハ・胃					
医療法人 こいず み医院	羽拍子町 82-1	48-1240	皮・泌					
田林耳鼻咽喉科	羽拍子町 84-1 ボン宇治 1 号館	48-2411	耳					
医療法人かどさか 内科クリニック	平尾台 4 丁目 3-2	31-1077	内・消					
小児科いしはらク リニック	平尾台 4 丁目 5-2	38-1617	小					
医療法人千照会 第 2 千原眼科医院	開町 1-6	46-1888	眼					
かわもと整形外科 クリニック	開町 1 北尾ビル 1 階	43-4533	リハ・整・リハ					
医療法人徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	内・消内・小・ 循					
医療法人 才田小 児科医院	広野町寺山台 1 丁目 9-2	48-3112	小					
一般財団法人 京 都工場保健会宇治 健診クリニック	広野町成田 1-7	48-1270	内					
みずはらクリニッ ク	広野町西裏 1-16 サンマルシェ大久 保内	48-3434	糖・心療・児童 精神科					
はせがわ内科・内 視鏡クリニック	広野町西浦 87 The Garden Commune D 棟 2 階区画 3	48-3301	内・消内					
しんたにクリニッ ク	広野町西裏 87 サガ ーデンコミュニン D 棟 2 階	45-0777	精・診療					
なかうち泌尿器科 クリニック	広野町西裏 87 サガ ーデンコミュニン D 棟 2 階 B 区画	45-5600	外・泌外					
はたなか眼科クリ ニック	広野町西裏 87 サガ ーデンコミュニン B-2F	41-1266	眼					
かわむら内科クリ ニック	広野町西裏 99	41-6259	内・腎内					
医療法人村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	外・循内・血外					
医療法人今村医院	広野町茶屋裏 3-3	41-6300	耳					
あづま整形・形成 外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	整外・形外・美 外・リハ					
あづま眼科クリニ ック	広野町東裏 108-2	66-4422	眼					

名称	所在地	電話	診療科目	病床数				備考
				総数	精	結	一般	
※陸上自衛隊大久保駐屯地医務室	広野町風呂垣外 1-1	44-0001	内・外・整外・歯	5			5	
医療法人社団 関医院	琵琶台 1 丁目 3-3	20-0012	内・放・胃					
※社会福祉法人一竹会特別養護老人ホーム宇治さわらび園医務室	槇島町郡 50-1	21-6603	内					
医療法人社団晴生会滝本整形外科	槇島町三十五 46-4 槇島センタービル 1F	28-5625	リウ・整外・リハ					
社会福祉法人京都愛心会特別養護老人ホーム宇治愛の郷医務室	槇島町石橋 151-1	21-0005	内					
医療法人徳洲会宇治徳洲会在宅クリニック	槇島町石橋 63	81-0220	内					
※京都文教大学京都文教短期大学健康管理センター	槇島町千足 80	25-2421	内・精・心療					
医療法人万和いわしげ内科クリニック	槇島町中川原 154-1	22-7883	内					
中山医院	槇島町南落合 38-3	23-8010	内・腎内					
山本医院	槇島町落合 43-18	34-3222	内・外					
いかだ医院	明星町 2 丁目 9-83	23-1736	内・小					
医療法人米田医院	六地藏町並 11	33-4737	内・循					
くりばやし眼科医院	六地藏街並 28	66-3361	眼					
医療法人小田部小児科内科医院	六地藏町並 32	32-6205	内・小・循内					
医療法人社団 中村医院	六地藏町並 38-22	31-5237	内・ア・耳・リハ					
医療法人社団神野医院じんのクリニック	六地藏町並 39	31-1122	呼内・循内・外					
たかはし医院	六地藏奈良町 74-1 パティシオン六地藏ミッドモル 2F	38-5501	心療					
医療法人いしのこどもクリニック	六地藏奈良町 74-1 パティシオン六地藏ミッドモル 2F	38-5200	小					
医療法人杉の下整形外科クリニック	六地藏奈良町 74-1 パティシオン六地藏ミッドモル 2F	38-2900	整外・リハ					
ほそだ内科クリニック	六地藏奈良町 74-1 パティシオン六地藏ミッドモル 2F	38-2211	内・消内					

※ 施設内診療所

(3) 歯科診療所

令和6年4月1日現在

名称	所在地	電話	診療科目	備考
榎川歯科医院	伊勢田町南山51-1	43-5346	歯	
かのうデンタルクリニック	伊勢田町北山1-5	28-6677	歯・矯正歯・小歯	
井関歯科	伊勢田町名木1丁目1-221	46-3123	歯	
矢野歯科医院	伊勢田町名木3丁目1-4	44-7234	歯・小歯・口	
医療法人聖医会 中村歯科医院	宇治老番17-1	22-2750	歯・小歯	
宇治市歯科サービスセンター	宇治下居13-2	39-9430	歯	
医療法人 谷歯科医院	宇治下居5 谷ビル1F	23-5553	歯・小歯・口	
くめ歯科クリニック	宇治若森29-7	34-0248	歯・矯正歯・小歯	
水谷歯科大谷診療所	宇治大谷34-48	21-8241	歯・小歯	
医療法人友誠会 西垣歯科医院	宇治半白15-22	24-1102	歯・小歯・口	
西尾歯科医院	宇治妙楽171	21-2561	歯	
勝田医院矯正歯科	宇治里尻22-4	21-5432	歯・矯正歯	
森居歯科医院	宇治蓮華41	22-2989	歯	
鈴木旦棕歯科医院	大久保町井ノ尻38 中川ビル2F208	44-0565	歯・小歯	
ながい歯科医院	大久保町北ノ山90-30	46-0118	歯	
水谷歯科医院	大久保町北ノ山90-34	41-6486	歯	
佐々木歯科医院	大久保町北ノ山24-1 ホクキュービル3F	45-1800	歯・小歯	
ごとう歯科クリニック	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館5階	20-3531	歯・小歯	
医療法人社団 佐野歯科医院	小倉町山際1-21	20-2228	歯	
塩野歯科医院	小倉町山際47	28-0418	歯	
医療法人社団鴻正会 木村歯科医院	小倉町春日森58-1	24-5800	歯・矯正歯・小歯・口	
医療法人悠歯会 ニシカワ歯科	小倉町神楽田18	24-4181	歯・矯正歯・小歯	
医療法人圭真会 宇治おぐら駅前こにし歯科医院	小倉町神楽田35-1 MSKビル1F	21-0180	歯	
堀内歯科医院	小倉町西浦88-64	21-4016	歯・小歯	
中津デンタルクリニック	小倉町西浦88-29	20-3638	歯・小歯	
嶋村歯科医院	小倉町西畑26	24-9434	歯・小歯	
つまの歯科	小倉町堀池11-18	21-0303	歯・小歯	
医療法人志誠会 まつした歯科・矯正歯科クリニック	小倉町蓮池170-34	20-7788	歯・矯正歯・小歯・口	
万木歯科医院	小倉町蓮池172-15	22-5544	歯・小歯	
医療法人保田歯科医院	小倉町老ノ木13-1 公栄ビル小倉マンション2F	20-0405	歯	

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目	備 考
松尾歯科医院	五ヶ庄折坂21-131	33-1414	歯・小歯	
医療法人礼理会中島歯科医院	五ヶ庄平野35	32-8264	歯	
歯科新井医院	木幡熊小路19-132	32-6816	歯	
おだ歯科小児歯科クリニック	木幡御園1 長谷川ビル302	33-0648	歯・矯歯・小歯	
堀歯科医院	木幡御園53-1	31-5169	歯	
吉村歯科医院	木幡御蔵山39-730	32-9911	歯	
飯塚歯科医院	木幡西浦31-2	33-8011	歯・小歯	
わかばやし歯科クリニック	木幡西中14-7 静古苑ビル西館1F	31-6480	歯・矯歯・小歯・口	
武田歯科医院	木幡赤塚35-1	33-1567	歯・矯歯・小歯	
貴志歯科医院	木幡大瀬戸2-5	31-8846	歯	
とちむら歯科医院	木幡内畑34-11 ユニハイショップ 2F	33-1238	歯	
田村歯科医院	木幡南山54-30	32-0414	歯	
こやま歯科医院	木幡南山畑36-22	31-4488	歯・小歯	
能瀬歯科医院	木幡南端21-2	33-5751	歯	
新谷歯科医院	木幡北山畑2-6	31-6340	歯	
鈴木宏受歯科医院	神明宮東99-15	20-8677	歯・小歯	
野田歯科医院	神明宮北18-9	21-6056	歯	
医療法人社団橋本会 橋本矯正歯科・歯科診療所	神明宮北18-5	21-2742	歯・矯歯	夜間のみ診療
常盤歯科医院	菟道谷下り63-2	24-8711	歯・小歯	
にしむら歯科医院	菟道谷下り19-5	21-6448	歯・矯歯	
小原歯科医院	菟道東隼上り5-161	33-6455	歯	
医療法人優仁会 内田歯科医院	菟道平町12-1	28-5489	歯・小歯	
高畑歯科	菟道平町89-19	38-1111	歯	
かまた歯科クリニック	南陵町2丁目1-25	22-2424	歯・小歯	
吉岡歯科クリニック	羽拍子町59-5	94-6937	歯・小歯	
医療法人やまば歯科医院	平尾台1丁目10-7	33-4694	歯・矯歯・小歯・口	
小林歯科医院	平尾台1丁目13-5	29-5115	歯・小歯	
宮地歯科医院	開町40	43-2011	歯・小歯	
竹中歯科診療所	広野町丸山82	44-5188	歯	
なかむら歯科医院	広野町宮谷218	41-3461	歯・小歯	
こすぎ歯科医院	広野町桐生谷3	44-7180	歯・小歯	
三光寺歯科医院	広野町新成田100-199	44-2288	歯・小歯	
久富歯科医院	広野町西裏100-66	43-4522	歯	
医療法人佳光会 ひろ歯科クリニック	宇治市広野町西裏71-5 S. C. OKUBO2F201号室	45-4618	歯・矯歯・小歯・口	主たる診療科目：歯科・歯科口腔外科

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目	備 考
やまもと歯科大久保院	広野町西裏87 The Garden Commune C棟3階	66-6266	歯・矯歯・小歯・口	
にしの歯科クリニック	広野町茶屋裏11-1	45-1107	歯・小歯・口・矯歯	
鈴木歯科医院	広野町茶屋裏37	43-7227	歯	
いなみ矯正歯科	広野町東裏62-1	44-3143	歯・矯歯・口	
横井歯科医院	広野町東裏65-4	41-1717	歯・小歯	
しらす歯科	広野町西裏1-16 大久保高架下貸建物Cブロック4-2号室	41-1400	歯・小歯	
あだち歯科医院	琵琶台1丁目5-5	24-2400	歯・矯歯・小歯	
医)桃李六然会 いほき歯科医院	槇島町三十五56-11	20-9898	歯	
ファミリア歯科クリニック	槇島町十八47	25-6000	歯・小歯	
医療法人昭峰会 安藤歯科医院	槇島町清水48 ベルファ宇治1階	24-0273	歯・小歯・矯歯・口	
つまのひまわり歯科	槇島町落合120-1	22-1100	歯・小歯・口	
栗林歯科医院	六地蔵町並33-35	38-2661	歯・小歯・口	
中野歯科医院	六地蔵奈良町35 北村ビル2F	33-8667	歯・小歯	
医療法人社団優高会 かわい歯科クリニック	六地蔵奈良町74番地1 パデシオン六地蔵ザ・ミッドモール1階	66-1181	歯・口・矯歯・小歯	

資料1-7 民間業者等との協定締結一覧

令和8年3月31日現在

1. 宇治市が単独で締結

種別		締結年月日	機 関 名	
(1) 民間業者	応急工事等	1	平成17年4月14日	京都UC会
		2	平成17年8月24日	宇治建設業協会 宇治市造園協会 宇治管工事業協同組合 宇治市指定上下水道協同組合 宇治地区電気防災協議会
		3	平成19年3月27日	山城土木浚渫業協会
		4	平成23年5月10日	宇治地域災害防止組合
		5	平成21年6月8日	一同建設協同組合
		6	平成23年12月26日	特定非営利活動法人 善法雇用促進協議会
		7	平成24年6月15日	FPC京都
		8	平成25年2月15日	宇治災害時緊急支援の会
		9	平成28年4月27日	山城災害復旧協会
		10	平成29年4月27日	京都南部建設組合
	応急対策	11	平成24年3月26日	一般社団法人 京都府解体工事業協会
		12	平成25年8月26日	京都南廃棄物事業協同組合
		13	平成28年10月20日	日本下水道事業団
		14	平成29年3月8日	宇治建設コンサルタント業協会
		15	平成30年6月6日	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
		16	平成31年3月1日	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部
		17	令和5年3月30日	関西電力送配電株式会社伏見配電営業所
		18	令和5年9月6日	公益社団法人 京都府隊友会宇治久御山支部
		19	令和7年12月22日	京都府板硝子商工業協同組合
	災害時放送	20	平成24年4月1日	エフエム宇治放送株式会社
	情報収集	21	平成30年5月2日	一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会
		22	平成30年5月2日	株式会社 t s u j i
	情報発信	23	平成25年10月7日	LINEヤフー株式会社
	物資の提供	24	平成26年1月29日	ドローン危機対策協会
		25	平成26年9月4日	株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
		26	平成30年4月1日	イオンリテール株式会社西日本カンパニー
		27	令和4年1月10日	西尾レントオール株式会社
		28	令和6年2月19日	有限会社コバン産業

(1) 民間業者	物資の輸送	29	令和7年3月6日	佐川急便株式会社
	電源の確保	30	令和7年4月25日	京都日産自動車株式会社 ニチコン株式会社 日産自動車株式会社
	災害ボランティア活動の推進	31	平成27年1月14日	宇治市災害ボランティアセンター
	特設公衆電話の設置・利用	32	平成29年3月9日	NTT西日本株式会社京都支店
(2) 公的機関	災害時における拠点の使用 (市が提供)	33	令和2年10月9日	大阪ガスネットワーク株式会社
	被災外国人の支援	34	令和3年10月26日	宇治市国際交流協会
	相互協力	35	平成15年7月17日	宇治郵便局、伏見東郵便局
	情報共有	36	平成17年3月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長
	放流による 情報伝達	37	平成17年8月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
	安心メールの運用	38	平成17年9月30日	京都府
	防災情報システム	39	平成19年4月1日	京都府
	南部都市相互応援	40	平成22年4月1日	宇治市以下10市町
	震度情報ネットワークシステム	41	平成23年4月1日	京都府
	連携協力	42	平成26年11月25日	京都大学宇治キャンパス
	災害相互応援	43	平成23年11月13日	福井県越前市
		44	平成23年11月13日	山口県宇部市
		45	平成24年2月22日	沖縄県那覇市
		46	平成26年6月25日	東京都小金井市
災害時応援	47	平成26年7月7日	近畿地方整備局	
被災者生活再建支援システム	48	平成27年7月1日	京都府他	

2. 旧京都南部都市広域行政圏推進協議会で締結し、現在は各市町村連名で締結

(宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町)

種別		締結年月日	機 関 名
食料品・生活物資の提供	1	平成16年4月27日	株式会社平和堂
	2	平成16年4月27日	株式会社ユタカファーマシー
飲料の提供	3	平成19年3月27日	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 リテール 京奈和支店
	4	平成19年3月27日	樋口鉱泉株式会社
その他	5	平成17年3月25日	京都中央葬祭業協同組合
	6	平成17年3月25日	全国霊柩自動車協会
	7	平成17年7月6日	社団法人 京都府エルピーガス協会 宇治支部
	8	平成20年3月13日	Fレンタリース株式会社

3. 関西広域連携協議会で締結

種別		締結年月日	機 関 名
帰宅困難者に対する支援	1	平成17年2月17日	株式会社ローソン、株式会社セブンイレブン、株式会社ファミリーマート、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ミストック、株式会社ホクゾウ、株式会社ファミマート、株式会社吉野家、アイ・アンド・シー

4. 宇治市・城陽市・久御山町で締結

種別		締結年月日	機 関 名
災害医療救護活動	1	平成9年3月25日	宇治久世医師会
	2	平成27年8月14日	宇治久世歯科医師会
	3	平成27年8月14日	城南薬剤師会

5. 宇治市が締結している避難者受入に関する協定

種別		締結年月日	機 関 名
空地のみ	1	平成15年4月1日	株式会社セレマ ・パルティール京都
	2	平成15年12月16日	学校法人立命館 ・菟道グラウンド
	3	平成15年12月20日	株式会社平和堂 アルプラザ宇治東 * 立体駐車場（水害時に限り使用）
	4	平成26年4月1日	京都府立久御山高等学校 ・城南の丘グラウンド
	5	平成27年5月23日	医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院 ・第1駐車場
建築物の一部＋空地	6	平成24年4月1日	京都府立城南菱創高等学校
	7	平成15年2月17日	京都府立東宇治高等学校
	8	平成15年2月17日	京都府立菟道高等学校
	9	平成15年3月19日	学校法人立命館 ・立命館宇治高等学校
	10	平成15年11月26日	学校法人明珠学園 ・京都翔英高等学校 第二体育館
	11	平成15年12月24日	学校法人京都文教学園 ・宇治キャンパス
	12	平成18年7月10日	南宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市南宇治コミュニティセンター
	13	平成18年7月10日	西小倉地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市西小倉コミュニティセンター
	14	平成18年7月10日	横島地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市横島コミュニティセンター
	15	平成18年7月10日	東宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市東宇治コミュニティセンター
	16	平成18年8月1日	学校法人京都黎明学院 ・京都芸術高等学校炭山体育館
	17	平成23年9月1日	京都府立宇治支援学校
防災拠点の一部 ・広域避難場所 ・応援部隊のヘリコプター離着陸場所	18	平成23年3月14日	国立大学法人京都大学 ・京都大学宇治総合運動場

種別			締結年月日	機 関 名
福祉避難所	障害者福祉施設	1	平成24年1月27日	京都府立宇治支援学校
		2	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・ワークセンター宇治作業所
		3	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・デイセンター宇治作業所
		4	平成25年6月26日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・宇治作業所のびのび
		5	平成24年1月27日	社会福祉法人 同胞会 ・同胞の家
		6	令和5年3月27日	社会福祉法人 同胞会 ・クロス
		7	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬学園 通所部
		8	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬学園 入所部
		9	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬寮
		10	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・宇治川福祉の園
		11	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・横島福祉の園
		12	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・志津川福祉の園
	高齢者福祉施設	13	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬苑特別養護老人ホーム
		14	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園特別養護老人ホーム
		15	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園白川特別養護老人ホーム
		16	平成26年3月20日	社会福祉法人 宇治明星園 ・伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム
		17	平成24年12月17日	社会福祉法人 一竹会 ・宇治さわらび園特別養護老人ホーム
		18	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治病院 ・笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム
		19	平成24年12月17日	社会福祉法人 悠仁福祉会 ・ヴィラ鳳凰特別養護老人ホーム
		20	平成26年3月20日	社会福祉法人 マイクロ福祉会 ・特別養護老人ホーム まごころ園
		21	平成27年3月21日	社会福祉法人 京都愛心会 ・特別養護老人ホーム 宇治愛の郷

資料編（共通資料）

種別		締結年月日	機 関 名
帰宅困難者の一時滞在施設	1	平成27年3月23日	青少年文化研修道場
	2	平成27年3月23日	庚申曾龍神総宮社
	3	平成27年3月23日	生長の家宇治別格本山
	4	平成27年3月23日	天理教中背大教会

資料1－8 宇治市防災会議条例

（昭和 38 年 7 月 6 日 条例第 21 号）

改正 平成 27 年 12 月 28 日公布 平成 28 年 4 月 1 日施行

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、宇治市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宇治市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 宇治市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 本市に所在する陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 京都府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 本市の職員（前 2 号に掲げる者を除く。）のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者及び知識経験者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災に関し必要があると認めて委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、45 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（幹事）

第5条 防災会議に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-9 宇治市防災会議運営要綱

（昭和 56 年 6 月 19 日 告示第 66 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、宇治市防災会議条例（昭和 39 年宇治市条例第 21 号）第 6 条の規定に基づき、宇治市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第 2 条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理出席）

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

（専決処分）

第 4 条 会長において会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は議決すべき事項を処分することができる。

2 防災会議の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、会長において、これを専決処分にすることができる。

3 会長は、第 1 項の規定により処分したときは、次の会議においてその旨を防災会議に報告し、その承認を求めなければならない。

4 会長は、第 2 項の規定により専決処分したときは、次の会議においてその旨を防災会議に報告しなければならない。

（庶務）

第 5 条 防災会議の庶務は、防災主管課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか防災会議の運営等について必要な事項は、防災会議の議を経て会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料1-10 宇治市防災会議委員・幹事名簿

○会長 宇治市長

委員定数45名

	機関名	委員職名	幹事職名	備考
1	近畿地方整備局淀川河川事務所	事務所長	統括地域防災調整官	(1)指定行政機関
2	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	事務所長	防災情報課長	
3	近畿農政局	地方参事官 (京都府担当)	総括農政推進官	
4	陸上自衛隊関西補給処	副処長	警備課長	(2)陸上自衛隊
5	陸上自衛隊第4施設団第102施設器材隊	隊長	運用訓練幹部	
6	京都府山城広域振興局	局長	地域連携・振興部総務防災課長	(3)京都府職員
7	京都府山城北土木事務所	所長	河川砂防課長	
8	京都府山城北保健所	所長	次長	
9	京都府宇治警察署	署長	警備課長	(4)京都府警察官
10	宇治市	副市長		(5)副市長など
11	宇治市	副市長		
12	宇治市教育委員会	教育長	教育部長	
13	宇治市消防本部	消防長	副消防長	(6)消防長など
14	宇治市消防団	団長	副団長	
15	宇治市	技監		(7)市の職員
16	宇治市	理事		
17	宇治市市長公室	市長公室長	副部長	
18	宇治市政策企画部	部長	副部長	
19	宇治市総務・市民協働部	部長	副部長	
20	宇治市建設部	部長	副部長	
21	日本郵便株式会社 宇治郵便局	郵便局長	総務部長	(8)指定公共機関など
22	NTT西日本株式会社 京都支店	設備部長	災害対策室次長	
23	関西電力送配電株式会社 京都本部	伏見配電営業所長	コミュニケーション副長	
24	大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部	部長	導管計画チームマネージャー	
25	宇治久世医師会	会長		
26	宇治久世歯科医師会	副会長	理事(災害支援)	
27	城南薬剤師会	会長		
28	西日本旅客鉄道株式会社	宇治駅長		
29	京阪電気鉄道株式会社	安全推進部課長	安全推進部担当	
30	近畿日本鉄道株式会社	安全推進部課長	安全推進部主幹	
31	京都京阪バス株式会社	取締役社長	管理部次長	
32	京都市交通局高速鉄道部運輸課	安全交通管理官	運輸課担当	
33	宇治市議会	議長		(9)自主防災組織を構成する者及び知識経験者
34	宇治市議会総務常任委員会	委員長		
35	自主防災組織	槇島東地区防災 対策会議 会長		
36	京都大学防災研究所	所長		(10)必要と認める者
37	エフエム宇治放送株式会社	代表取締役社長	専務取締役兼局長	
38	淀川・木津川水防事務組合議会	議長	事務局長	
39	宇治市消防団	女性消防団員		
40	宇治商工会議所	常務理事・事務局長	事務局長	
41	宇治市社会福祉協議会	常務理事	担当	
42	宇治市身体障害者福祉協議会	会長		
43	宇治・久御山防犯推進委員連絡協議会	会長		
44	宇治市女性の会連絡協議会	会長		

(事務局) 危機管理室

資料1-11 宇治市災害対策本部条例

（昭和38年10月30日 条例第24号）

改正 平成24年10月17日 条例第28号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、宇治市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第3条 災害対策本部に班を置く。

2 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

3 班長は、班の事務を統括する。

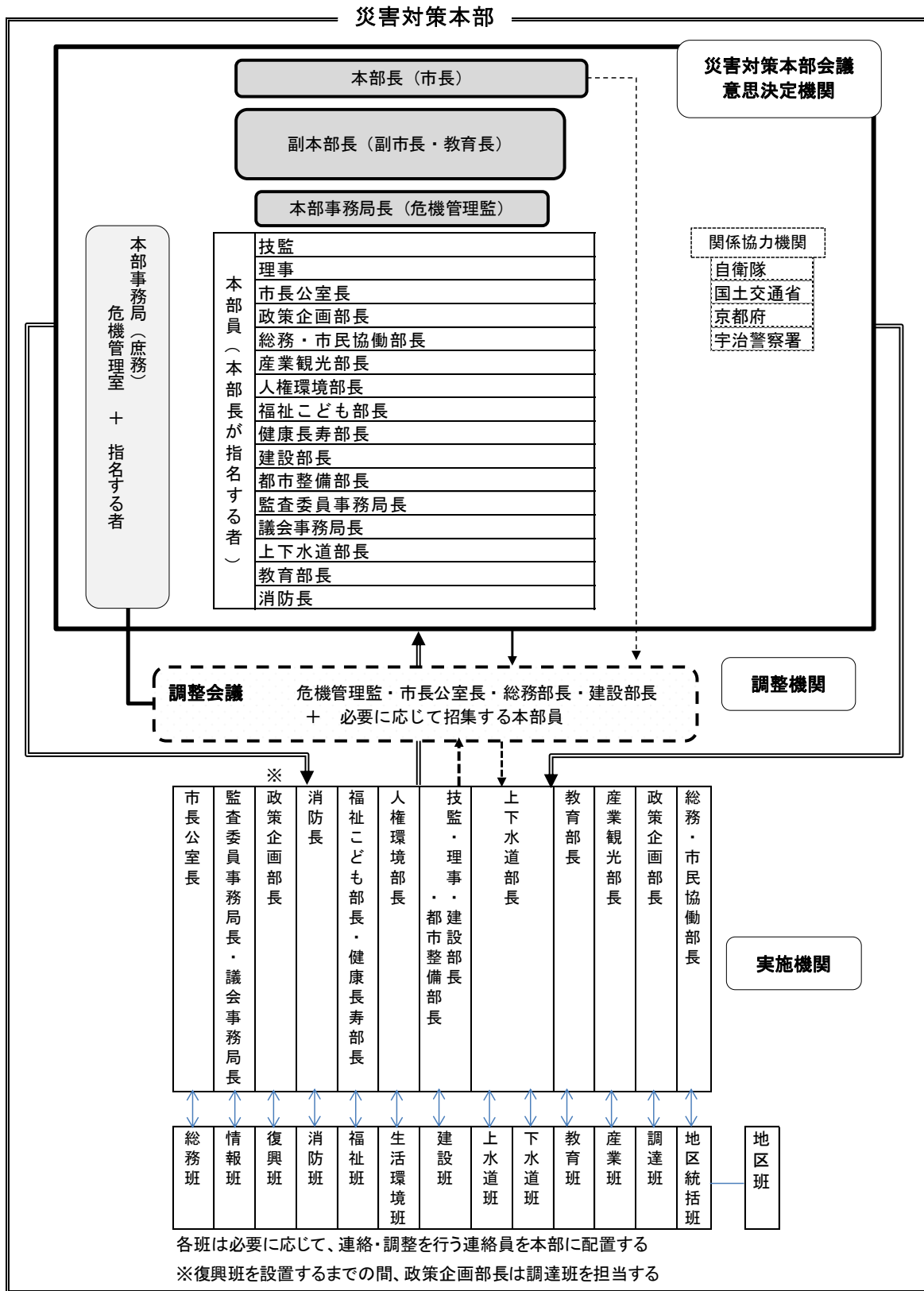
（規則への委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-12 宇治市災害対策本部組織図



資料1-13 宇治市災害警戒本部設置規程

(昭和50年11月5日 訓令甲第16号)

最終改正 平成25年 訓令甲第4号

(目的)

第1条 この規程は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により本市に宇治市災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する前の体制として、台風、降雨等の異常気象時における災害の状況を把握し、災害に関する情報を収集し、水防活動等の初期の応急措置を行い、及び対策本部を設置する判断資料を得るために設置する宇治市災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)について必要な事項を定める。

(設置及び閉鎖)

第2条 警戒本部の設置及び閉鎖は、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して決定する。ただし、対策本部が設置されたときは警戒本部を閉鎖し、その業務を対策本部に引き継ぐものとする。

(配備体制)

第3条 警戒本部の配備体制は、別表に定めるところによる。

- 2 前項に規定する各班の編成及び業務分掌は、宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)第7条第1項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、状況に応じて副市長、危機管理監及び建設部長は協議の上、市長公室、部、課及び室(局、所、署及び館を含む。)の長並びに職員に対して待機等を指示することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

配備体制	動員数の基準							
	総務班	情報班	消防班	福祉班	建設班	教育班	産業班	地区統括班
1号配備	2人	2人	2人	0人	7人	0人	0人	0人
2号配備	9人	2人	6人	2人	14人	2人	2人	2人

資料1-14 宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の体制基準に関する実施要項

(平成17年9月1日施行)

(警戒本部配備体制)

第1条 宇治市災害警戒本部設置規程（昭和50年第24号）の別表（第3条関係）に定める配備体制については次のとおり実施する。

体制の種類	状 況
1号配備	1 大雨、雷雨、風雨等の注意報又は警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。 2 市の区域において震度4の地震があったとき。
2号配備	1 浸水、内水等により、局地的に被害が発生するおそれのあるとき。 2 大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 3 市の区域において震度5弱の地震があったとき。

(対策本部動員計画)

第2条 宇治市防災規則（昭和38年宇治市規則第24号）の別表第2（第9条関係）に定める動員計画については次のとおり実施する。

体制の種類	状 況
第1号動員	1 大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 2 市の区域において震度5弱の地震があったとき。
第2号動員	1 大雨、洪水等の警報が発表され、相当の被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 2 市の区域において震度5弱の地震があったとき。
第3号動員	1 局地的に相当規模の被害が発生し、被害がさらに広範囲に広がるおそれがあるとき。 2 災害救助法の適用があったとき。 (復興班を指名する) 3 特別警報が発表されたとき。 4 市の区域において震度5弱の地震があったとき。
第4号動員	1 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生するおそれがあるとき。 2 市の区域の2分の1を超える面積について被害が発生したとき。 3 局地的に甚大な被害が発生したとき。 4 市の区域において震度5強の地震があったとき。
第5号動員	1 市の全域に被害のおそれがあるとき。 2 市の全域に被害があるとき。 3 市の区域において震度6弱以上の地震があったとき。

資料1-15 宇治市防災規則

（昭和38年11月20日 規則第24号）

最終改正 令和7年5月23日 規則第25号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 防災に関する事務処理(第3条・第4条)
- 第3章 災害対策本部(第4条の2—第11条)
- 第4章 活動計画及び訓練(第12条・第13条)
- 第5章 雑則(第14条—第16条)
- 附則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市災害対策本部条例(昭和38年宇治市条例第24号)第4条に基づき、宇治市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市内における暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 災害の予防 災害の発生を未然に防止するために行うものをいう。
- (4) 応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものをいう。

（サービスの基準）

第3条 職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合には、迅速かつ適切な応急対策を行うよう努めなければならない。

（防災関係事項の協議）

第4条 市長部局の各部課及び各関係執行機関は、災害に関連ある応急対策その他の業務を行おうとするとき又は法令及び通ちよう等に基づいて府及びその他の関係機関に報告をしようとするときは、危機管理監に協議若しくは連絡をしなければならない。

（対策本部の設置及び閉鎖）

第4条の2 市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定による宇治市地域防災計画の定めるところにより宇治市災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき又は予想される災害の危険が解消したと認めるときは、対策本部を閉鎖するものとする。

2 市長は、市の地域について大規模な災害が発生したときは、当該災害が発生したときから対策本部を設置するまでの間、当該災害の初動対応を担当する職員を指名することができる。

（本部長、副本部長及び本部長員）

第5条 対策本部に災害対策本部長(以下「本部長」という。)、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。))及び災害対策本部長員(以下「本部長員」という。))を置く。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部長員には技監、理事、危機管理監、市長公室長、部長、消防長、局長、室長(係長に相当する室長を除く。)、副本部長、産業戦略参事、参事、会計管理者、技術参事、副消防長、署長及び課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ市長が定める順位によりその職務を代行する。

（対策本部会議）

第6条 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部長の指名する本部員で構成する。

- 2 対策本部会議は、本部長が招集し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。
- 3 本部長は、対策本部会議に、別表第3に定める関係協力機関の職員を出席させることができる。

（調整会議）

第6条の2 調整会議は、本部員のうち市長公室長、総務・市民協働部長、建設部長及び危機管理監の職にある者並びに第7条の2第1項の担当本部員のうちから危機管理監の職にある本部員の指名する者で構成する。

- 2 調整会議は、災害の状況に応じて前項の危機管理監の職にある本部員が招集し、第7条の2第3項の規定による報告(対策本部会議においてされた報告を除く。)を受け、対策本部会議において議題とすべき事項の調整をする。

（班）

第7条 対策本部に別表第1に定める班を置き、各班の編成及び業務分掌は、同表のとおりとする。

- 2 前項の各班に班長及び副班長並びにその班に属する職員を置く。
- 3 班長は本部員(第6条第1項に規定する本部員を除く。)のうちから市長が任命し、副班長は各執行機関の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 4 各班に属する職員は、別表第1に定める担当課の職員をもつて充てる。ただし、前項に定める職員を除くものとする。
- 5 班長は、次条第1項の担当本部員から本部長の指示を受け、班の業務を処理するとともに、当該担当本部員に業務の内容を報告する。
- 6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を行う。
- 7 班に属する職員は、班長の指揮命令を受けて職務を遂行する。
- 8 本部長は、災害の状況に応じ、別表第1に定める業務分掌にかかわらず、業務を指示することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、各班の運営に必要な事項は、当該班長が決める。

（担当本部員）

第7条の2 対策本部に担当本部員を置く。

- 2 担当本部員は、第6条第1項に規定する本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 担当本部員は、本部長の指示を班長に伝達するとともに、前条第5項の内容を対策本部会議又は調整会議において報告する。

（地区班）

第8条 地区統括班に次の各号に掲げる地区班を置く。

- (1) 菟道小地区班
- (2) 菟道小白川地区班
- (3) 菟道第二小地区班
- (4) 神明小地区班
- (5) 槇島小地区班
- (6) 北槇島小地区班
- (7) 小倉小地区班
- (8) 大久保小地区班
- (9) 大開小地区班
- (10) 伊勢田小地区班
- (11) 西小倉小地区班
- (12) 北小倉小地区班
- (13) 南小倉小地区班
- (14) 西大久保小地区班
- (15) 平盛小地区班
- (16) 宇治小地区班
- (17) 三室戸小地区班
- (18) 三室戸小志津川地区班
- (19) 南部小地区班

- (20) 岡屋小地区班
 - (21) 木幡小地区班
 - (22) 御蔵山小地区班
 - (23) 笠取小地区班
 - (24) 笠取第二小地区班
- 2 地区統括班に中宇治地域担当地区班長、西宇治地域担当地区班長及び東宇治地域担当地区班長（以下「地域担当地区班長」と総称する。）を置く。
 - 3 第1項の各地区班に班長（以下「地区班長」という。）及び副班長（以下「地区副班長」という。）並びにその班に属する職員を置く。
 - 4 地域担当地区班長、地区班長、地区副班長及びその班に属する職員は、地区統括班に属する職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - 5 次の各号に掲げる地域担当地区班長は、地区統括班長の指揮命令を受け、当該各号に定める地区班を支援する。
 - (1) 中宇治地域担当地区班長 第1項第1号から第9号までに掲げる地区班
 - (2) 西宇治地域担当地区班長 第1項第10号から第15号までに掲げる地区班
 - (3) 東宇治地域担当地区班長 第1項第16号から第24号までに掲げる地区班
 - 6 地区班長は、地区統括班長の指揮命令を受け、地区班の業務を処理する。
 - 7 地区副班長は、地区班長を補佐し、地区班長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 8 地区班に属する職員は、地区班長の指揮命令を受けて職務を遂行する。
 - 9 地区班の業務分掌は、次のとおりとする。
 - (1) 地区に必要な情報の収集及び地区統括班、他地区班との連絡
 - (2) 住民組織等との連絡
 - (3) 人及び住宅等の被害調査
 - (4) 調査等について地区統括班との連絡

（活動体制等）

- 第9条 対策本部要員（対策本部の各班に所属する職員をいう。）は別表第2に定める動員計画に基づき動員し、その適用については本部長がその都度指示する。ただし、同表に定める状況以外の災害の場合における動員その他の必要な事項は、その都度本部長が指示する。
- 2 担当本部員及び各班長は、前項の規定にかかわらず、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指揮によることなく必要な活動体制をとり、所属する職員を指揮監督して災害活動に当たるものとする。
 - 3 前項の場合において、担当本部員及び各班長は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

- 第10条 各班長は、前条第1項に規定する本部長の指示があつた場合は、直ちに定められた人員を動員し、所定の部署に配置を指示するものとする。
- 2 各地区班長は、地区統括班長の指示があつた場合、直ちに定められた人員を動員し、所定の部署に配置を指示するものとする。
 - 3 職員は、班長又は地区班長の指示する動員に応じ、直ちに指示された部署の配置につき、その業務を処理するものとする。

（関係協力機関に対する連絡及び要請）

- 第11条 本部長は、災害の状況に応じて別表第3に定める関係協力機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるように協力を要請するものとする。

（各班の活動計画）

- 第12条 各班長は、その所掌業務に係る活動計画を作成し、及び毎年2月末日までに活動計画に検討を加え、必要があるときは、修正して本部長に提出しなければならない。

（防災訓練）

- 第13条 災害時における応急対策を迅速かつ適確に実施するため、必要に応じて防災訓練を行うものとする。

資料編（共通資料）

（備蓄物資等の点検及び保管）

第14条 班長は、主管の備蓄物資及び防災資材等を常時点検し、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（業務日誌の作成）

第15条 班長及び地区班長は、活動体制に入ったときは、別に定める業務日誌を作成しなければならない。

（庶務）

第16条 対策本部の庶務は、危機管理室の職員及び本部長が指名した職員が担当する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宇治市災害対策規則(昭和37年宇治市規則第6号)は、廃止する。

別表第1（第7条関係）

災害対策本部各班の編成及び業務分掌一覧表

班名	業務分掌	担当部署等
総務班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 要員の勤務及び配置に関する事。 (2) 公務災害補償に関する事。 (3) 庁舎の維持管理に関する事。 (4) 市民からの問合せ等の対応に関する事。 (5) 車両の運行及び管理に関する事。 (6) 他の班の応援に関する事。 	秘書広報課車両係 人事課 政策戦略課 財政課 総務課 資産活用推進課 税務課 市民課 人権啓発課 男女共同参画課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局・公平委員会の事務局 局・固定資産評価審査委員会の事務局
情報班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 広報活動に係る情報の収集に関する事。 (2) 市民への広報活動に関する事。 (3) 関係機関及び各班への情報の提供に関する事。 (4) 報道機関との連絡調整に関する事。 (5) 議会への情報の提供に関する事。 	秘書広報課秘書係 秘書広報課広報係 デジタル政策課 市民協働推進課市民相談係 議会事務局
消防班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 消防業務に関する事。 (2) 避難誘導に関する事。 (3) 緊急消防援助隊及び自衛隊等の応援の受入れに関する事。 (4) 危険地域の警戒に関する事。 	消防本部 各消防署

<p>福祉班</p>	<p>(1) 被災者のうち乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の保護に関すること。 (2) 日本赤十字社及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 (4) ボランティアの受入れに関すること。 (5) 炊き出しに関すること。 (6) 救援物資の配分に関すること。 (7) 応急医療救護及び助産に関すること。 (8) 被災者の健康対策に関すること。 (9) 保育所の児童の安全確保に関すること。 (10) 保育所施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (11) 育成学級の児童の安全確保に関すること。 (12) 育成学級に係る施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (13) 遺体の安置に関すること。 (14) 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 (15) 感染症に関すること。 (16) その他生活支援に関すること。</p>	<p>福祉こども部 健康長寿部</p>
<p>生活環境班</p>	<p>(1) 塵芥及びし尿の収集、運搬及び処理に関すること。 (2) 消毒作業に関すること。 (3) 仮設トイレの設営に関すること。 (4) 遺体の火葬及び埋葬に関すること。</p>	<p>環境企画課 まち美化推進課</p>
<p>建設班</p>	<p>(1) 道路、河川、市営住宅等の公共施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (2) 文化財の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (3) 土砂災害の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4) 交通情報の調査及び収集に関すること。 (5) 市道の通行制限に関すること。 (6) 国及び京都府が管理する道路、河川等の被害の情報収集に関すること。 (7) 仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。</p>	<p>建設総括室 建設部 都市整備部</p>
<p>上水道班</p>	<p>(1) 上水道施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (2) 飲料水及び生活用水の供給及び確保に関すること。</p>	<p>上下水道総務課水道経営係 営業課 工務課 配水課 水管理センター</p>
<p>下水道班</p>	<p>下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p>	<p>上下水道総務課総務係 下水道計画課 下水道施設保全課 水管理センター</p>
<p>教育班</p>	<p>(1) 教職員への災害対応の要請に関すること。 (2) 児童及び生徒の安全確保に関すること。 (3) 教育施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4) 学校教育活動の再開に関すること。 (5) 炊き出しに関すること。 (6) 避難所の開設及び管理運営に関すること。</p>	<p>教育委員会事務局 学校その他の教育機関</p>

産業班	(1) 家畜の被害調査、退避及び防疫に関すること。 (2) 農林に関する施設(林道を含む。)の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (3) 産業及び観光に関する被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4) 観光客に対する安全の確保に関すること。	文化スポーツ課 農林茶業課 観光振興課 産業振興課 農業委員会事務局
調達班	(1) 被災者に対する必要物資の調達に関すること。 (2) 動員された要員に対する必要物資の調達に関すること。 (3) その他必要な物資、資材等の調達に関すること。 (4) 地区統括班業務の補佐に関すること。	職員厚生課 契約課 会計室 本部長が指名する者
地区統括班	(1) 地区班への指揮命令及び情報伝達に関すること。 (2) 地区班からの情報収集に関すること。 (3) 避難所の開設及び管理運営に関すること。 (4) 物資の輸送等に関すること。 (5) 調達班業務の補佐に関すること。	市長が指名する者
復興班	(1) 被害の調査の取りまとめに関すること。 (2) 応急危険度判定及び罹災証明に関すること。 (3) 復興計画の策定に関すること。 (4) 災害対策及び復興に係る財政措置に関すること。 (5) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の規定による支給に関すること。	本部長が指定する部署

(注) この表に掲げる班の担当部署が併せて復興班に指定されたときは、復興班の業務を復興班の業務以外の業務に優先して行わなければならない。

別表第2（第9条関係）

災害対策本部要員動員計画表

種類	動員数の基準	備考
第1号動員	総務班 9人 情報班 2人 消防班 6人 福祉班 2人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 2人 地区統括班 2人	他の班員及び施設管理者については、待機等必要な指示を行う。
第2号動員	総務班 10人 情報班 10人 消防班 50人 福祉班 5人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 3人 地区統括班 2人	
第3号動員	各班の4分の1	
第4号動員	各班の4分の2	
第5号動員	各班の4分の3	

別表第3（第6条、第11条関係）

関係協力機関一覧表

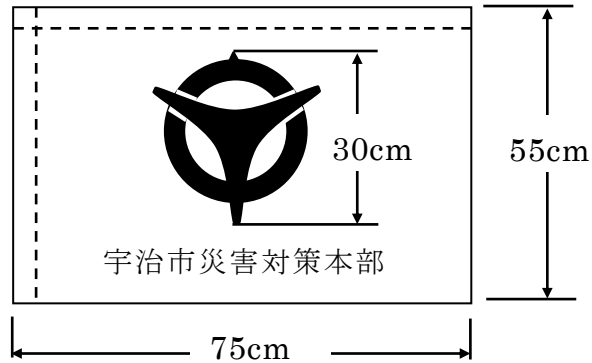
関係協力機関		連絡及び要請をする事項
気象庁大阪管区气象台京都地方气象台		気象の予報及び警報
自衛隊		災害、災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項に規定する救助(以下「救助」という。)及び避難者等に関する情報並びに救助及び避難者等に関する調整
国土交通省近畿地方整備局	淀川河川事務所	淀川水系に関する情報
	淀川ダム統合管理事務所	
	天ヶ瀬ダム管理支所	
	琵琶湖河川事務所	国道に関する情報
京都国道事務所		
京都府災害対策支部	山城広域振興局	救助及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83号の規定による部隊等の派遣の要請並びに避難準備情報、避難勧告及び避難指示の報告並びに被害状況等の報告
	宇治警察署	犯罪予防、交通規制その他社会秩序の維持及び応急対策の支援
	山城北土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
	山城北保健所	医療救護、防疫並びに飲用水及び汚物の対策
淀川・木津川水防事務組合		災害予防及び復旧資材の整備点検並びに水防活動
城南衛生管理組合		塵芥及びし尿の運搬及び処理
一般財団法人宇治廃棄物処理公社		廃棄物の処理
日本赤十字社京都府支部		日赤救護班の派遣、義えん金品の募集及び配分並びに奉仕活動
西日本高速道路株式会社		京滋バイパスに関する情報
日本放送協会京都放送局 株式会社京都放送 エフエム宇治放送株式会社		災害に関する情報及び救助状況の放送
関西電力株式会社		電気施設の復旧
大阪ガス株式会社		ガス施設の復旧
西日本電信電話株式会社		電気通信施設の復旧
西日本旅客鉄道株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送、通信施設の確保並びに通信の協力
京阪電気鉄道株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送協力
近畿日本鉄道株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送協力
京都京阪バス株式会社 宇治運輸株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送協力
その他の関係協力機関		その都度必要な事項

資料1-16 災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事するときは次の腕章及び標識をつける。

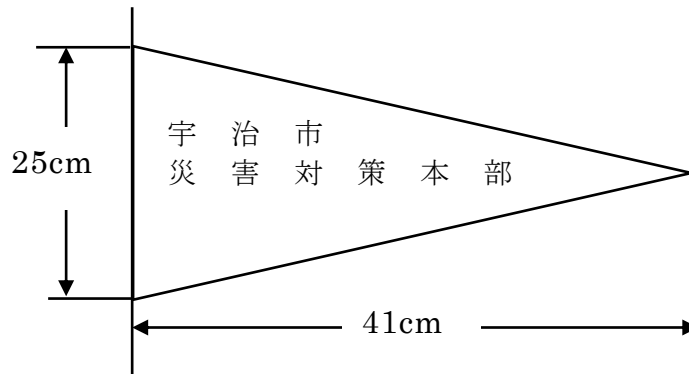
1. 標 識

(1) 緑地に白字、白章を配する。



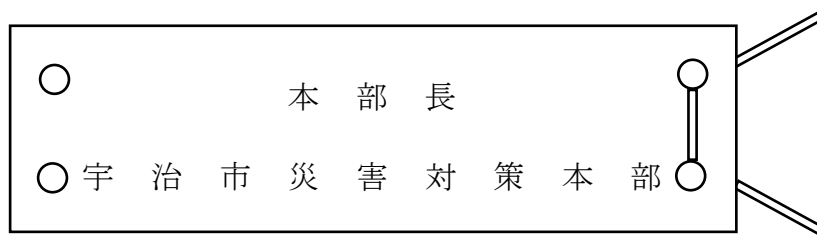
2. 自動車用標識

(1) 赤地に白文字とする。

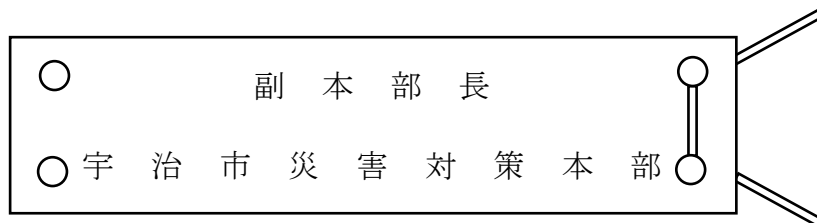


3. 腕 章

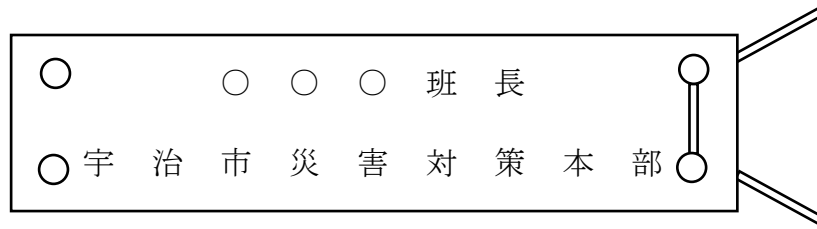
(1) 本部長が着用する腕章



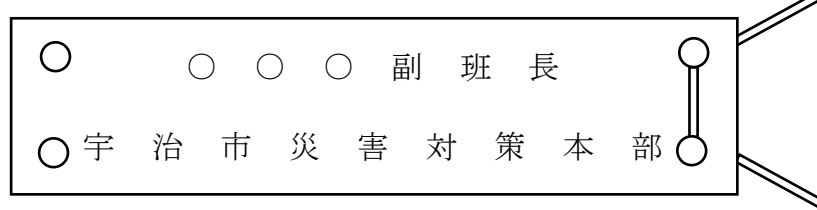
(2) 副本部長が着用する腕章



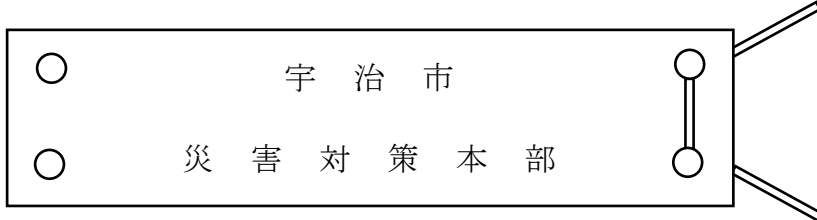
（3） 班長が着用する腕章



（4） 副班長が着用する腕章



（5） 班員が着用する腕章



ア. 腕章の大きさは長さ 37cm、幅 9 cm とする。

イ. 黄地に黒文字とする。

なお、水防作業に従事する場合は一般対策編第 3 編第 4 章「水防上必要な活動」で別に定める。

資料1-17 応急対策要員数

1. 各班別

令和7年4月1日

(災害対策本部会議)

本部長	1名	市長
副本部長	3名	第1副市長・第2副市長・教育長
本部事務局長	1名	危機管理監
本部員 (本部長に指名された者)	15名	技監・理事・市長公室長・部長・議会事務局長・消防長
本部事務局 (危機管理室)	6名	

(災害対策本部 各班)

班名	総務班	情報班	消防班	福祉班	生活環境班	建設班	上水道班	下水道班	教育班	産業班	調達班	地区統括班	合計
班長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
副班長	4	3	4	3	2	3	2	2	2	3	2	3	33
班員	164	36	204	354	97	173	58	42	146	45	19	10	1,348
合計	169	40	209	358	100	177	61	45	149	49	22	14	1,393

※外部施設職員は所管部局の所属する各班を含む。

※各班班員数には地区班職員190名（班長27名・副班長42名・班員121名）を含む。

2. 課・室別

令和7年4月1日現在

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
危機管理室	1		1	1	2	2	7
市長公室	1	1					2
秘書広報課			1	2	3	11	17
人事課			1	1	2	10	14
職員厚生課			1		2	2	5
小計	1	1	3	3	7	23	38
政策企画部	1	1					2
政策戦略課			1	1	1	3	6
デジタル政策課			1	1	1	10	13
財政課			1	1	1	10	13
小計	1	1	3	3	3	23	34
総務・市民協働部	1	2					3
総務課				1	2	9	12
資産活用推進課			1	1		10	12
契約課			1		1	4	6
市民協働推進課			1	2	2	6	11
市民課			1	1	2	26	30
税務課			4	2	7	56	69
小計	1	2	8	7	14	111	143
産業観光部	1	3					4
農林茶業課			1	1	1	11	14
産業振興課			1	1	1	7	10
観光振興課			1	2	2	4	9
文化スポーツ課			1	1	1	8	11
小計	1	3	4	5	5	30	48
人権環境部	1	2					3
人権啓発課			1	2	1	4	8
男女共同参画課			1	1			2
環境企画課			1	1	2	8	12
まち美化推進課			1	2	10	73	86
小計	1	2	4	6	13	85	111
所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
福祉こども部	1	2					3
地域福祉課			1	1	1	4	7
生活支援課			1	1	5	26	33
障害福祉課			1	1	2	12	16
こども福祉課			1	3	3	9	16
保育支援課			1	1	3	12	17
宇治市立小倉双葉園保育所				1	1	27	29
宇治市立宇治保育所				1	1	22	24
宇治市立木幡保育所				1	1	25	27
宇治市立西小倉保育所				1	1	14	16
宇治市立大久保保育所				1	1	15	17
宇治市立北木幡保育所				1	1	15	17
宇治市立善法保育所				1	1	11	13
保健推進課			1	2	2	19	24
小計	1	2	6	16	23	211	259
健康長寿部	1	1					2
長寿生きがい課			1	3	2	12	18
健康づくり推進課			1	3	2	12	18
介護保険課			1	1	2	21	25
年金医療課			1	1	3	15	20
国民健康保険課			1	1	2	14	18
小計	1	1	5	9	11	74	101
技監	1						1
建設総括室	1			2	2	2	7
建設部	1	1					2
建設総務課			1	2	4	16	23
用地課			1		1	2	4
道路建設課			1	1	1	8	11
維持課			1	2	3	23	29
治水対策課			1	1	1	10	13
施設建築課			1	2	1	12	16
住宅課			1	2	1	7	11
小計	1	1	7	10	12	78	109
所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
都市整備部	1	1					2
公園緑地課			1	1	2	9	13
都市計画課			1	1	2	6	10
歴史まちづくり推進課			1	1	2	6	10
開発指導課			1		1	6	8
建築指導課			1	2	2	7	12
交通政策課			1	1	2	5	9
小計	1	1	6	6	11	39	64
会計室		1		1	2	7	11
議会事務局		1	1	1	3	4	10
監査委員事務局	1			1		2	4
農業委員会事務局		1			1		2
上下水道部	1	2					3
上下水道総務課			2		2	9	13
営業課			1	1		6	8
工務課			1	1	1	7	10
配水課			1	1	2	20	24
水管理センター			1	1	1	9	12
下水道計画課			1	1	2	8	12
下水道施設保全課				1	1	12	14
小計	1	2	7	6	9	71	96
教育部	1	2					3
教育総務課			1	2	1	4	8
学校管理課			1	1	2	7	11
生涯学習課			1	1	1	8	11
博物館管理課			1	2	1	2	6
小計	1	2	4	6	5	21	39
学校教育課			1	4	1	9	15
教育支援課			1	1	2	4	8
学校改革推進課			1	2		2	5
小計			3	7	3	15	28
中央図書館			1	1	1	5	8
東宇治図書館				1		1	2
西宇治図書館				1		1	2
所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
善法青少年センター				1	1		2
河原青少年センター				1			1
小計			1	5	2	7	15
宇治市立菟道小学校						1	1
宇治市立菟道第二小学校						1	1
宇治市立神明小学校						5	5
宇治市立槇島小学校						5	5
宇治市立北槇島小学校						1	1
宇治市立小倉小学校						6	6
宇治市立伊勢田小学校						1	1
宇治市立西小倉小学校						1	1
宇治市立北小倉小学校						1	1
宇治市立南小倉小学校						4	4
宇治市立大久保小学校						1	1
宇治市立大開小学校						1	1
宇治市立西大久保小学校						4	4
宇治市立平盛小学校						1	1
宇治市立宇治小学校						1	1
宇治市立三室戸小学校						5	5
宇治市立南部小学校						1	1
宇治市立岡屋小学校						1	1
宇治市立木幡小学校						1	1
宇治市立御蔵山小学校						2	2
宇治市立笠取小学校						1	1
宇治市立笠取第二小学校						1	1
宇治市立宇治中学校						6	6
宇治市立北宇治中学校						1	1
宇治市立槇島中学校						1	1
宇治市立西小倉中学校						1	1
宇治市立西宇治中学校						1	1
宇治市立南宇治中学校						1	1
所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
宇治市立広野中学校						2	2
宇治市立東宇治中学校						1	1
宇治市立木幡中学校						2	2
宇治市立黄檗中学校						1	1
宇治市立ひがしうじ幼稚園			1	1	1	7	10
小計			1	1	1	70	73
消防本部	1	1					2
消防総務課			1	1	3	11	16
予防課			1	1	1	4	7
警防救急課			2	2	2	4	10
指揮指令課			1	6	6	16	29
小計	1	1	5	10	12	31	64
中消防署		1					1
予防消防課			1	1	4	24	30
槇島消防分署			1		4	22	27
小計		1	2	1	8	46	58
西消防署		1					1
予防消防課			1	1	11	38	51
小計		1	1	1	11	38	52
東消防署		1					1
予防消防課			1	1	7	30	39
小計		1	1	1	7	30	40
合計	16	25	73	109	166	1025	1,414

資料1-18 有線途絶時の非常通信経路図

総合信頼度		非常通信経路
宇治市	A	宇治市役所～～→→京都府(災害対策課)
	A	——宇治警察署——府警察本部～～～京都府(災害対策課)
	B	====(0.7km)JR 宇治駅～～～JR 二条駅====(2.2km)京都府(災害対策課)
	A	(宇治市消防本部)～～→→京都府(災害対策課)
	A	——国土交通省天ヶ瀬ダム管理支所——京都府(災害対策課)

凡例

———	無線区間	～～～～	有線区間
====	使送区間	～～→→	有線/衛星通信二重化区間

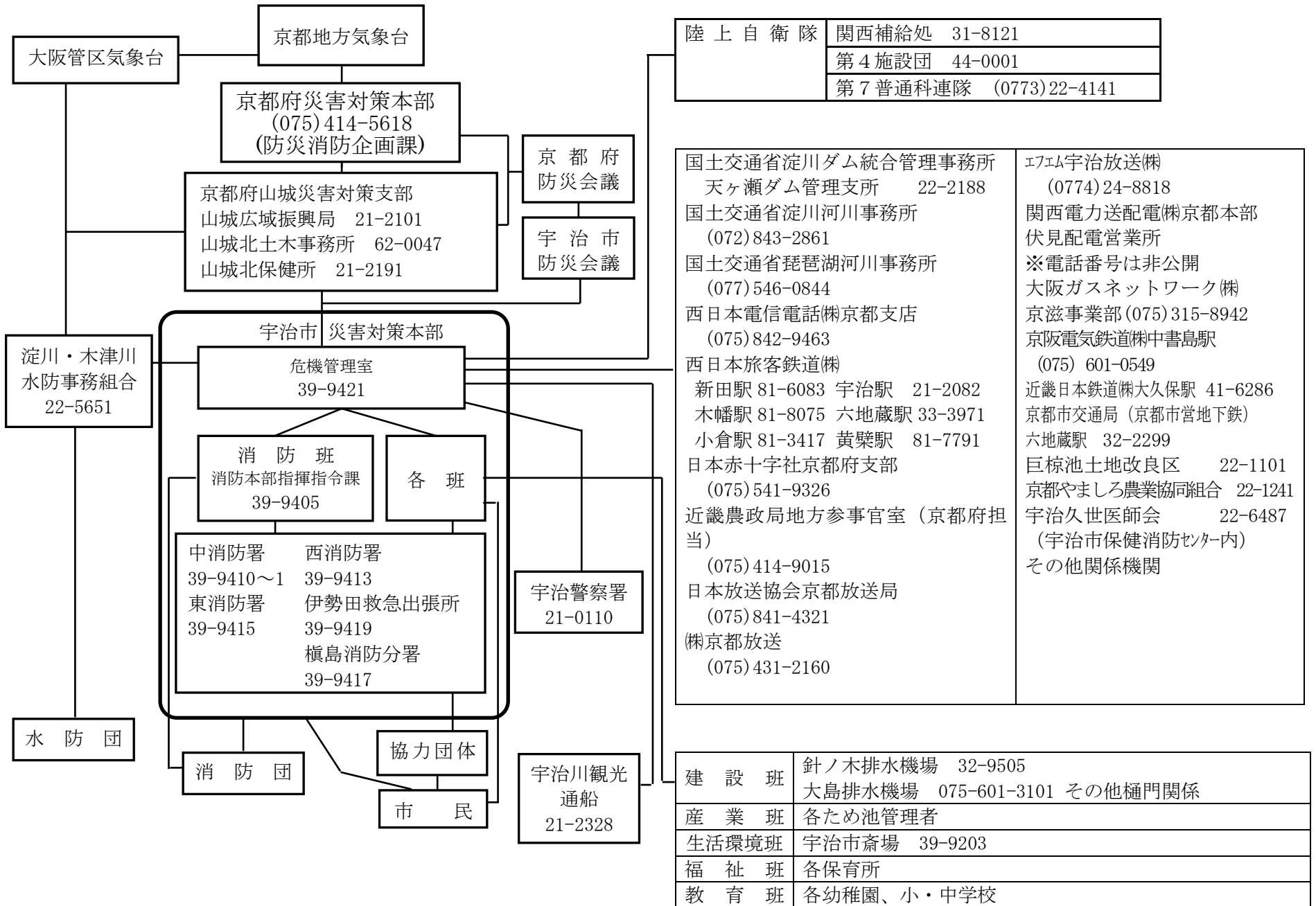
○通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

項目 \ 級別	A 級（高度信頼度）	B 級
全中継回数	3 以下	4 以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可 能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（又は非常の際30分以内に配置）	左記以外
有線区間	無 （又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。）	有

総合信頼度「A級」とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

総合信頼度「B級」とは経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

資料1-19 災害通信系統図



資料1-20 災害情報及び被害状況の収集・報告様式

様式第4号

災 害 情 報											
本部長		副本部長		総務班長		情報班長		所属班長		所属副班長	
第 報	班	被害時 刻現在	月 時	日 分	発(受)信 時 刻	月 時	日 分	発信者			
								受信者			
(報告内容)					(供覧、要指示)						

(注) 報告は次の事項を内容とする。

- 1 災害の原因
- 2 被害地の地名、地区名
- 3 時期
- 4 被害の対象及びその数量
- 5 措置状況及びその効果
- 6 その他必要な事項等

災 害 状 況 速 報																	
第 報		班		被害時刻現在		月 日 時 分		発(受)信 時 刻		月 日 時 分		発信者		受信者			
本部長		副本部長		総務班長		情報班長		所属班長		所属副班長							
地区名																	
人的被害	死 者		①		人		(人的建物被害の参考情報)										
	行方不明者		②		"												
	負傷	重 傷		③		"											
		軽 傷		④		"											
建物被害	全 壊 (焼)		⑤		棟												
	流 出		⑥		"												
	半 壊 (焼)		⑦		"												
	浸水	床 上		⑧		"											
		床 下		⑨		"											
	一 部 損 壊		⑩		"												
非 住 家		⑪		"													
農林・土木等被害																	

被害状況報告(1)																	
第 報	宇治市災害対策本部				月 日 時現在			発 信 (受) 時 刻		月 日 時		発信者			受信者		
	項目	地区別		六地藏 木 幡	五ヶ庄	菟道 明星町	宇治	槇島町	神明	小倉町 南陵町	伊勢田町, 開町, 羽拍子 町, 安田町	広野町	大久保町	笠取地区	白 川 志津川	合計	
発生年月日		単位	符号														
人的 被害	死 者	人	(1)														
	行方不明者	人	(2)														
	負傷者	重傷	人	(3)													
		軽傷	人	(4)													
住家 被害	全 壊 (焼)	棟	(5)														
		世帯	(6)														
		人	(7)														
	半 壊 (焼)	棟	(8)														
		世帯	(9)														
		人	(10)														
	一部破損	棟	(11)														
		世帯	(12)														
		人	(13)														
	浸 水	床 上	梗	(14)													
			世帯	(15)													
			人	(16)													
床 下		棟	(17)														
		世帯	(18)														
		人	(19)														

非 住 家	公共建物	棟	(20)																
	その他	棟	(21)																
そ の 他 の 被 害	田	流失・埋没	ha	(22)															
		冠水	ha	(23)															
	畑	流失・埋没	ha	(24)															
		冠水	ha	(25)															
		文教施設	箇所	(26)															
		病 院	箇所	(27)															
	道 路	冠水	箇所	(28)															
		崩壊	箇所	(29)															
		その他	箇所	(30)															
		橋 梁	箇所	(31)															
		河 川	箇所	(32)															
		港 湾	箇所	(33)															
		砂 防	箇所	(34)															
		崖くずれ	箇所	(35)															
		地すべり	箇所	(36)															
		土石流	箇所	(37)															
		林地崩壊	箇所	(38)															
		清掃施設	箇所	(39)															
		鉄道不通	箇所	(40)															
		被害船舶	隻	(41)															
	水 道	戸	(42)																
	電 話	回線	(43)																
	電 気	戸	(44)																
	ガ ス	戸	(45)																
	ブロック塀等	箇所	(46)																
	ビニールハウ ス等	棟	(47)																

	農道	箇所	(48)														
	農林水産業施設	箇所	(49)														
	畦畔崩壊	箇所	(50)														
	農作物()	ha	(51)														
火災発生	建物	件	(52)														
	危険物	件	(53)														
	その他	件	(54)														
り災	世帯数	世帯	(55)														
	(全・半壊+床上浸水)																
災者	数	人	(56)														
り災者	数																
	(全・半壊+床上浸水)																

被害状況報告(1)															
項目	地区別		六地蔵 木幡	五ヶ庄	菟道 明星町	宇治	槇島町	神明	小倉町 南陵町	伊勢田町, 開町, 羽拍子 町, 安田町	広野町	大久保町	笠取地区	白川 志津川	合計
	発生年月日														
	単位	符号													
公立文教施設	千円	a													
農林水産業施設	千円	b													
公共土木施設	千円	c													
その他の公共 施設	千円	d													
小計	千円	e													
公共施設 被害市町村		f													
その他	農産被害	千円	g												
	林産被害	千円	h												
	畜産被害	千円	i												
	水産被害	千円	j												
	商工被害	千円	k												
		千円													
		千円													
	その他	千円	l												
	小計	千円	m												
被害総額	千円	n													
災害対策 本部	設置	日時	o												
	閉鎖	日時	p												
災害警戒 本部	設置	日時	q												
	閉鎖	日時	r												

消防職員出動 人員	人	s														
消防団員出動 人員	人	t														
市職員出動 人員	人	u														
その他出動 人員	人	v														
出動人員合計	人	w														

資料1-21 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

分類	用語	被害程度認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月末満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>（解釈）必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。</p>
	世帯	<p>生計を一つにしている実際の生活単位</p> <p>（解釈）同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。</p>
	全壊（焼）	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p>

分類	用語	被害程度認定基準	
	半壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの	
	一部破損	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度のもので	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊または半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 （解釈）社会通念上住家と称せられるものであっても、現実には人が居住していない場合は非住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物	
その他の被害	田	流出・没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	畑	流失・没	田に準ずる
		冠水	
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設	
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸		

分類	用語	被害程度認定基準	
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	船舶被害	櫓かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの	
	通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数	
被災世帯等	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯	
	被災者	被災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害		建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械機具等とする。	

資料1-24 救助の方法、程度、期間等早見表

令和5年度災害救助基準

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td> </tr> </table>					イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10	ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9	ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8	ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7	ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6	ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5	ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4
イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10																	
ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9																	
ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8																	
ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7																	
ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6																	
ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5																	
ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

「災害救助事務取扱要領令和 5 年 6 月」より

資料1-25 消防情勢の現況

1. 消防職員の配置状況

令和7年4月1日現在

階級 所属	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	人事交流	合計
消防本部	1	1	5	10	11	27		5	1	61
中消防署		1	1	1	4	19	1	4		31
榎島消防分署			1		4	19	1	2		27
西消防署		1	1	1	6	19	10	3		41
伊勢田救急出張所					4	2	1	3		10
東消防署		1	1	1	6	27	1	3		40
合計	1	4	9	13	35	113	14	20	1	210

2. 消防車両等の状況

令和7年4月1日現在

種類 所属	消防ポンプ車				救助工作車	救急車	指令車	査察車	資機材搬送車	舟艇搬送車	舟艇	指揮指令車	人員搬送車	指令広報車	合計
	はしご車	水槽車	普通車	化学車											
消防本部							1	1				1	1		4
中消防署		1	1	2		1	1	1	1						8
榎島消防分署		1	1			1		1	1	1	2				8
西消防署	1	1			2	1	1	1	1						8
伊勢田救急出張所						2		1							3
東消防署	1	1	2			1	1		1					1	8
合計	2	4	4	2	2	6	4	5	4	1	2	1	1	1	39

3. 消防団の状況

(1) 消防団の階級別配置状況

令和7年4月1日現在

階級別 分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
団本部	1	4						5
宇治分団			1	2	4	11	57	75
榎島分団			1	2	4	7	36	50
小倉分団			1	2	4	12	56	75
大久保分団			1	2	2	10	35	50
東宇治分団			1	3	8	20	71	103
あさぎり分団			1	1	3	4	26	35
合計	1	4	6	12	25	64	281	393

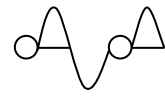
(2) 消防団機械の配置状況

令和7年4月1日現在

分団別	機械 小型動力ポンプ 積載車	小型動力ポンプ 軽積載車	小型動力ポンプ	救命ボート
宇治分団		1	2	1
槇島分団		1	5	1
小倉分団		1	4	1
大久保分団		1	1	1
東宇治分団	2	1	8	2
合計	2	5	20	6

資料1-26 消防信号

災害時における信号区分は次のとおりである。

方法 区分	種 別	サイレン信号
火災信号	近火信号 (800m以内 のとき)	約3秒  約2秒（短声連点）
	出場信号	約5秒 約5秒  約6秒 約6秒
	応援信号	同 上
	鎮火信号	
火災警報 信 号	発令信号	約30秒  約6秒
	解除信号	約10秒 約1分  約3秒
山林火災 信 号	出場信号	約10秒  約2秒
	応援信号	同 上
演習召集 信 号	演習召集信号	約15秒  約6秒

資料1-27 京都府広域消防相互応援協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、消防組織法(以下「法」という。)の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合(以下「市町村等」という。)が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、災害の発生した市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長又は消防長(以下要請市町村等の長」という。)が、次に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び状況
- (3) 必要とする人員、車両、回転翼航空機(以下「ヘリコプター」という。)及び資器材等の種別並びに数量
- (4) その他必要な事項

2 応援の要請を受けた市町村等(以下「応援市町村等」という。)の長又は消防長(以下「応援市町村等の長」という。)が要請を受託した場合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援の場所及び集結場所
- (2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名
- (3) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等(以下「応援隊」という。)を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第5条 要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（報告）

第7条 要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

（費用負担）

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

(1) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊員の出勤に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

（代表消防機関等）

第9条 この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げるブロックに区分し、代表消防機関及び各ブロック幹事消防本部（以下「代表消防機関等」という。）を定めるものとする。

2 代表消防機関等は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

（代表消防機関等への通報）

第10条 要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに当該要請市町村等に属するブロックのブロック幹事消防本部の消防長及び京都府へその旨を連絡するものとする。

2 前項により連絡を受けたブロック幹事消防本部の消防長は、遅滞なく代表消防機関の消防長へその旨を連絡するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（疑義）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

（改廃）

第13条 この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

（協定書の保管）

第14条 この協定を証するため、市町村等は、締結合意書に記名押印のうえ、この協定を締結した者（以下この条において「締結者」という。）の数と同数のこの協定書の正本を作成し、各締結者で各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この協定の施行に伴い、平成19年3月12日に締結した「京都府広域消防相互応援協定書」は、廃止する。

令和2年3月31日

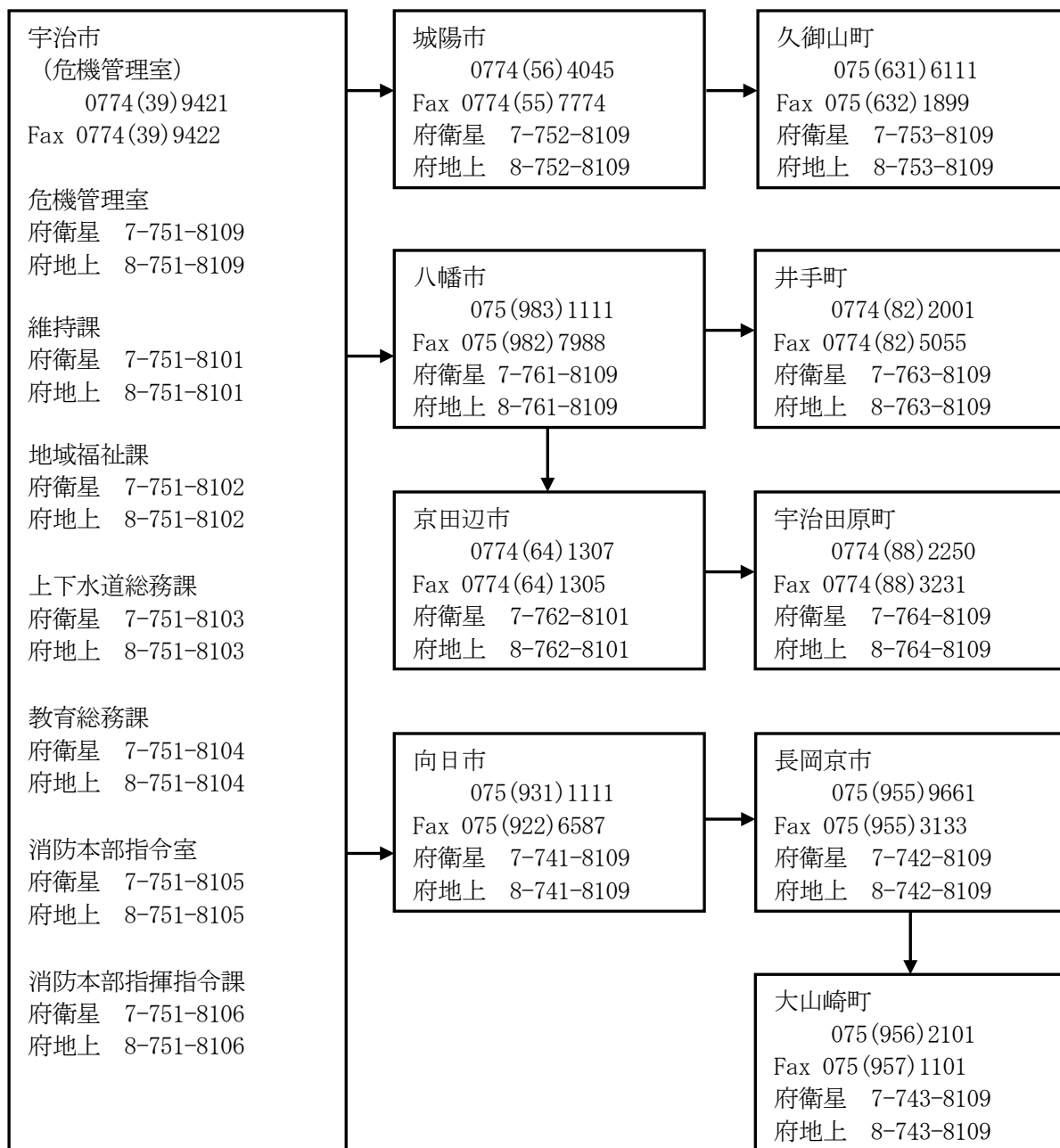
京都市長 福知山市長 舞鶴市長 綾部市長 宇治市長 宮津市長 亀岡市長 城陽市長 向日市長 長岡京市長 八幡市長 京田辺市長 京丹後市長 南丹市長 木津川市長 大山崎町長 久御山町長 井出町長 宇治田原町長 笠置町長 和束町長 精華町長 南山城村長 京丹波町長 伊根町長 与謝野町長 京都中部広域消防組合管理者 宮津与謝消防組合管理者 乙訓消防組合管理者 相楽中部消防組合管理者

別表（第9条関係）

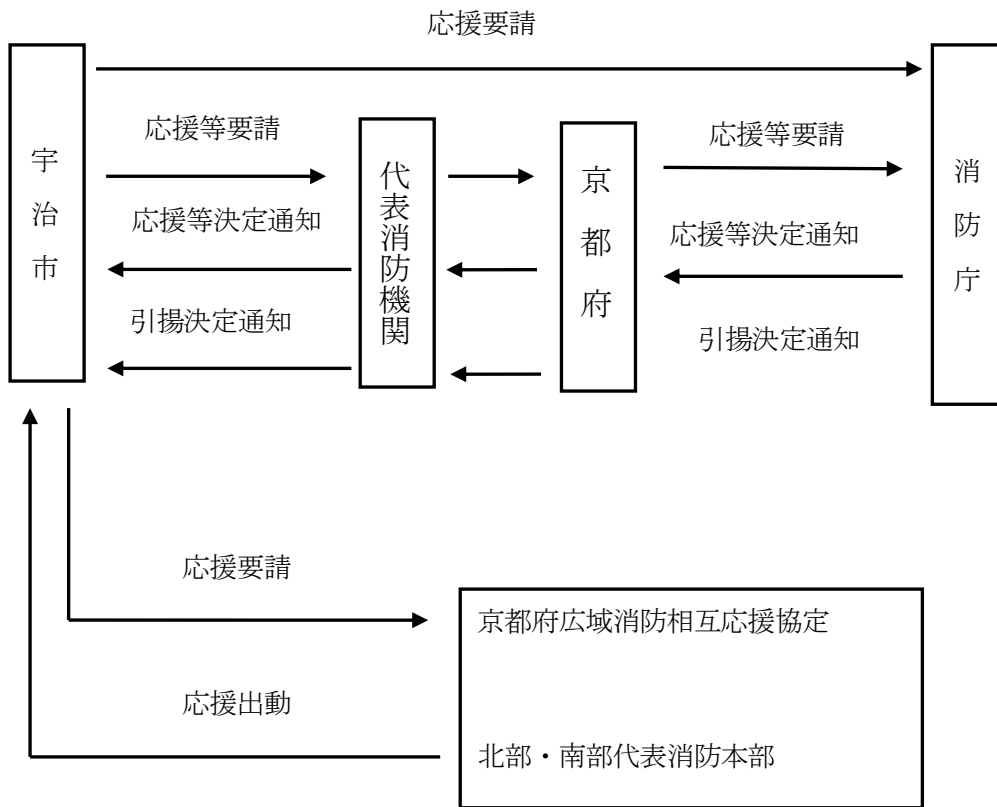
ブロック	市町村等	
北部 ブ ロ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市（○舞鶴市消防本部） ・福知山市（福地山市消防本部） ・綾部市（綾部市消防本部） ・宮津市、伊根町、与謝野町（宮津与謝消防組合消防本部） ・京丹後市（京丹後市消防本部） 	
南部 ブ ロ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市（◎京都市消防局） 	
	第1 ブ ロ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市（○宇治市消防本部） ・城陽市（城陽市消防本部） ・八幡市（八幡市消防本部） ・京田辺市、井手町、宇治田原町（京田辺市消防本部） ・久御山町（久御山町消防本部）
	第2 ブ ロ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> ・向日市、長岡京市、大山崎町（○乙訓消防組合消防本部） ・亀岡市、南丹市、京丹波町（京都中部広域消防組合消防本部） ・木津川市、笠置町、和束町、南山城村（相楽中部消防組合消防本部） ・精華町（精華町消防本部）

備考 ◎は代表消防機関を、○はブロック幹事消防本部を表す。

資料1-28 京都南部都市災害時相互応援協定団体 連絡体制



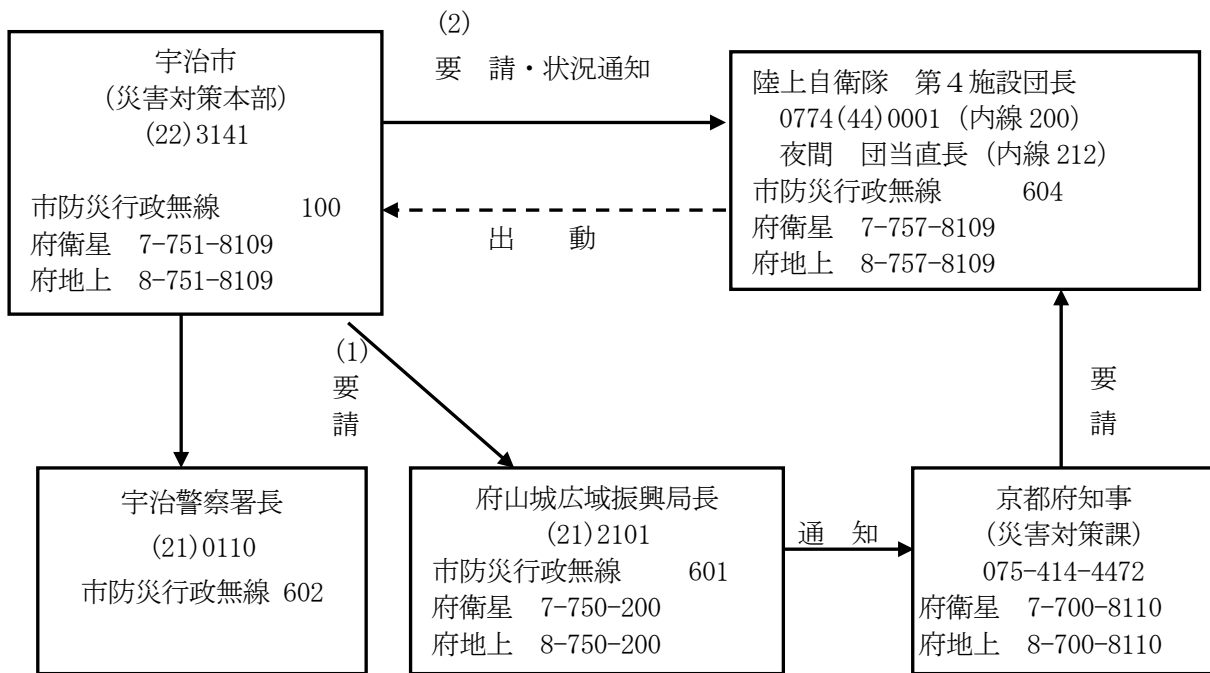
資料1-29 緊急消防援助隊連絡体制



資料1-30 関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

関係協力機関		連絡及び要請する事項
京都南部都市災害時相互応援協定団体		広域防災の連絡調整、地域防災計画（広域編）及び広域防災に関し必要な事項
越前市・宇部市・那覇市・小金井市		
気象庁大阪管区气象台京都地方气象台		気象の予報及び警報
自衛隊		自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による部隊の派遣
国土交通省 近畿地方整備局	淀川河川事務所	淀川水系に関する情報
	淀川ダム統合管理事務所	
	天ヶ瀬ダム管理支所	
	琵琶湖河川事務所	
京都国道事務所		国道に関する情報
府災害対策 支部	山城広域振興局	災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助、自衛隊の派遣、避難勧告等の報告並びに被害状況等の報告
	宇治警察署	犯罪予防、交通規制その他社会秩序の維持及び応急対策への支援
	山城北土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
	山城北保健所	医療救護、防疫並びに飲用水及び汚物の対策
淀川・木津川水防事務組合		災害予防及び復旧資材の整備点検並びに水防活動
城南衛生管理組合		塵芥及びし尿の運搬及び処理
一般財団法人宇治廃棄物処理公社（平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行）		廃棄物の処理
日本赤十字社京都府支部		日赤救護班の派遣、義えん金品の募集及び配分並びに奉仕活動
西日本高速道路(株)		京滋バイパスに関する情報
日本放送協会京都放送局 (株)京都放送 エフエム宇治放送(株)		災害に関する情報及び救助状況の放送
関西電力(株)		ダム施設等の復旧
関西電力送配電(株)		電力供給施設の復旧
大阪ガスネットワーク(株)		ガス施設の復旧
西日本電信電話(株)		電気通信施設の復旧
西日本旅客鉄道(株)		災害救助物資及び避難者の輸送、通信施設の確保並びに通信の協力
京阪電気鉄道(株)		災害救助物資及び避難者の輸送協力
近畿日本鉄道(株)		
京都京阪バス(株)		
宇治運輸(株)		
その他の機関		その都度必要な事項

資料1-31 自衛隊派遣要請系統図



資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

所在地	名称 (G: グランド)	座標	面積 (m ²)	管理者	連絡先	担当署
宇治市広野町 八軒屋谷 山城総合 運動公園	球技場B	E135° 48' 26'' N 34° 52' 05''	10,500	京都府	0774- 24-1313	中消防署
	第2競技場	E135° 48' 31'' N 34° 52' 12''	10,000			
	陸上競技場	E135° 48' 32'' N 34° 52' 05''	10,000			
	野球場1	E135° 48' 21'' N 34° 51' 50''	12,000			
	野球場2	E135° 48' 22'' N 34° 51' 54''	5,500			
	野球場3・4	E135° 48' 16'' N 34° 51' 53''	11,000			
宇治市伊勢田町 西遊田 1-1	府南部総合地 方卸売市場G	E135° 46' 08'' N 34° 53' 13''	9,000	宇治市 公園公社	0774- 39-9251	西消防署
宇治市小倉町 蓮池 20-1	西宇治公園	E135° 46' 47'' N 34° 53' 51''	14,000	宇治市 公園公社	0774- 39-9251	西消防署
宇治市五ヶ庄 三番割	京都大学 宇治総合運動場	E135° 48' 45'' N 34° 54' 28''	55,296	京都大学 (学生科)	075- 753-2504	東消防署
宇治市池尾 仙郷山	喜撰山ダム	E135° 51' 16'' N 34° 53' 21''	4,800	関西電力(株) 京都水力 センター	075- 200-0043	東消防署
宇治市西笠取 辻出川西	アクトパル宇治 桜の広場	E135° 46' 47'' N 34° 53' 51''	3,300	宇治市野外 活動センター	075- 575-3501	東消防署

資料1-33 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

令和6年4月現在

種 別	容 量・規 格	保有台数	所属
給 水 車	3,000リットル	1台	公営企業上下水道部
〃	2,000リットル	1台	〃
〃	1,400リットル	1台	〃
据置給水タンク（ポリエチレン製）	1,000リットル	4台	〃
〃	500リットル	4台	〃
〃（布製）	5,700リットル	1台	〃
〃	4,000リットル	1台	〃
仮設給水タンク（組立式）	1,000リットル	1台	〃
仮設給水栓（組立式）	6栓	6基	〃
〃	4栓	10基	〃
据置給水タンク運搬可能車	1トン トラック	1台	〃

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

令和8年2月1日現在

炊き出し所の名称	所在地	設備内容				炊き出し能力 (炊飯量) (リットル)	炊き出し可能人員 (人)
		釜(種別) (数量) ^{リットル}	数量	水源	火力源		
御蔵山小学校 TEL39-9156	木幡御蔵山	190	2	上水道	都市ガス	594	2,970
		140	6	〃	〃		
木幡小学校 TEL39-9154	木幡赤塚	190	1	〃	〃	433	2,165
		140	5	〃	〃		
岡屋小学校 TEL39-9152	五ヶ庄寺界道	140	6	〃	〃	408	2,040
南部小学校 TEL39-9150	五ヶ庄戸ノ内	140	6	〃	〃	408	2,040
宇治小学校 黄檗中学校 TEL39-9145	五ヶ庄三番割	190	1	〃	〃	350	1,750
		140	1	〃	〃		
		130	3	〃	〃		
三室戸小学校 TEL39-9148	菟道岡谷	140	3	〃	〃	294	1,470
		80	1	〃	〃		
		110	1	〃	〃		
菟道小学校 TEL39-9110	宇治塔川	140	4	〃	〃	326	1,630
		110	1	〃	〃		
菟道第二小学校 TEL39-9112	宇治琵琶	140	4	〃	〃	380	1,900
		110	2	〃	〃		
槇島小学校 TEL39-9117	槇島町吹前	140	4	〃	プロパンガス	365	1,825
		190	1	〃	〃		
北槇島小学校 TEL39-9119	槇島町本屋敷	140	4	〃	都市ガス	326	1,630
		110	1	〃	〃		
神明小学校 TEL39-9114	神明石塚	140	4	〃	〃	365	1,825
		190	1	〃	〃		
小倉小学校 TEL39-9121	小倉町西畑	140	6	〃	〃	501	2,505
		190	1	〃	〃		
南小倉小学校 TEL39-9131	小倉町南浦	140	1	〃	〃	284	1,420
		110	4	〃	〃		
北小倉小学校 TEL39-9129	小倉町堀池	140	3	〃	プロパンガス	312	1,560
		110	2	〃	〃		
西小倉小学校 TEL39-9127	伊勢田町遊田	140	4	〃	都市ガス	326	1,630
		110	1	〃	〃		

炊き出し所の名称	所在地	設備内容				炊き出し能力 (炊飯量) (リットル)	炊き出し可能人員 (人)
		釜(種別) (数量) <small>リットル</small>	数量	水源	火力源		
伊勢田小学校 TEL39-9125	伊勢田町井尻	140	6	上水道	都市ガス	408	2,040
大開小学校 TEL39-9136	広野町大開	140	6	〃	〃	408	2,040
大久保小学校 TEL39-9134	広野町中島	190	2	〃	〃	222	1,110
		140	2	〃	〃		
		80	1	〃	〃		
平盛小学校 TEL39-9140	大久保町平盛	140	4	〃	〃	380	1,900
		110	2	〃	〃		
西大久保小学校 TEL39-9138	大久保町旦棕	140	3	〃	〃	312	1,560
		110	2	〃	〃		
お茶と宇治のまち 歴史公園	菟道丸山	90	2	〃	〃	120	600

※なお、令和8年4月1日付で「宇治市学校給食センター」を追加するとともに、「南小倉小学校」、「北小倉小学校」、「西小倉小学校」を削除する予定。

資料1-35 応急仮設住宅建設候補地一覧

1. 宇治市立施設

番号	施設名	建設戸数（戸）	優先順位	施設担当課
1	アクトパル宇治（三角広場）	20	1	生涯学習課
2	アクトパル宇治（第一駐車場）	14	1	生涯学習課
3	アクトパル宇治（第二駐車場）	25	1	生涯学習課
4	平尾台第4児童公園	17	1	公園緑地課
5	菟道公園	17	1	公園緑地課
6	黄檗ふれあい公園	27	1	公園緑地課
7	城南荘児童公園	24	1	公園緑地課
8	西宇治体育館（西宇治公園）	120	1	公園緑地課
9	北山公園	12	1	公園緑地課
10	笠取小学校	31	2	学校管理課
11	笠取第二小学校	30	2	学校管理課
12	木幡小学校	52	2	学校管理課
13	御蔵山小学校	85	2	学校管理課
14	木幡中学校	144	2	学校管理課
15	宇治小学校・黄檗中学校	84	2	学校管理課
16	岡屋小学校	64	2	学校管理課
17	東宇治中学校	124	2	学校管理課
18	南部小学校	80	2	学校管理課
19	三室戸小学校	63	2	学校管理課
20	菟道小学校	92	2	学校管理課
21	菟道第二小学校	100	2	学校管理課
22	大開小学校	65	2	学校管理課
23	広野中学校	163	2	学校管理課
24	大久保小学校	80	2	学校管理課
25	槇島小学校	137	2	学校管理課
26	北宇治中学校	143	2	学校管理課
27	北槇島小学校	77	2	学校管理課
28	槇島中学校	140	2	学校管理課
29	北小倉小学校	84	2	学校管理課
30	西小倉小学校（※2）	97	2	学校管理課
31	西小倉中学校	133	2	学校管理課
32	南小倉小学校	74	2	学校管理課
33	西大久保小学校（※1）（※2）	70	3	学校管理課
34	平盛小学校	71	2	学校管理課
35	宇治中学校（※2）	113	3	学校管理課
36	神明小学校（※2）	64	3	学校管理課
37	小倉小学校（※2）	77	3	学校管理課
38	伊勢田小学校（※1）（※2）	90	3	学校管理課
39	西宇治中学校（※1）（※2）	192	3	学校管理課
40	南宇治中学校（※2）	148	3	学校管理課
合 計		3,233		

（※1）雨水地下貯留施設のある施設

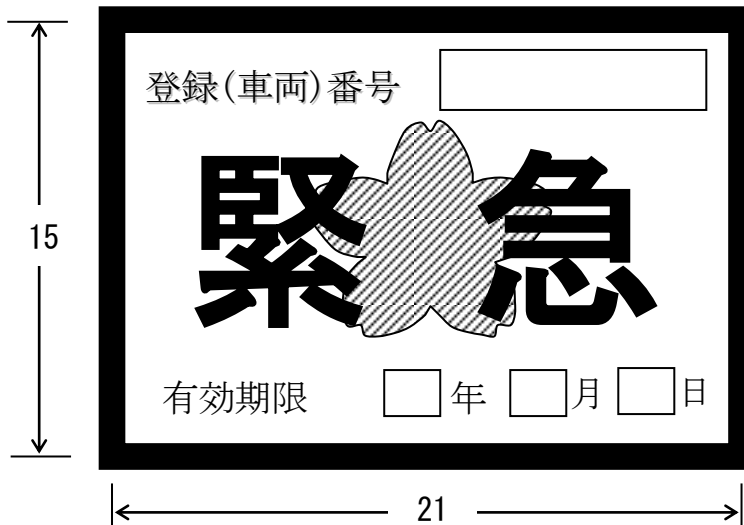
（※2）グラウンド貯留施設のある施設

2. 京都府立施設

番号	施設名	建設戸数（戸）
1	山城総合運動公園	809
2	東宇治高等学校	239
3	菟道高等学校	130
4	城南菱創高等学校	99
5	京都府立学校共用運動場(城南の丘グラウンド)(※2)	174
6	宇治支援学校	41
合 計		1,492

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日	京 事前第 号
災害 緊急事態 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 京都府公安委員会 殿 申請者 住所 電話 氏名 (印)				災害 緊急事態 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 京都府公安委員会 (印)
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。）4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 名称			注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
番号標に表示されている番号				
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住所	電話		
	氏名			
出 発 地				
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他（ ）	無	
注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				

第9号様式



- 備考1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（裏面）

1. 注意事項
- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
 - (2) 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察にかえすこと。
2. 通行を確認する条件
- (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
 - (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
 - (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

第10号様式

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 ㊟
		公安委員会 ㊟
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

資料1-37 公用自動車(市有車両)等一覧表

令和7年4月1日現在

種類	総務班	消防班	生活 環境班	福祉班	建設班	上水道班	教育班	合計
乗用車	5							5
乗用車(ワゴン)	2						2	4
乗用車(ワゴン) ※広報車	3							3
普通乗合(バス)	2						1	3
小型貨物車(ダンプ)			3					3
小型貨物車(平ボデー)			4					4
塵芥車(プレス車2・4t含)			25					25
公共応急作業車					2	1		3
給水車						3		3
軽四貨物車(保冷車含) 軽四貨物車 ※広報車	106					17	1	124
軽トラック	11				3	2		16
軽ダンプ	2		5					7
梯子付消防自動車		2						2
化学消防ポンプ自動車		2						2
水槽付消防ポンプ自動車		4						4
消防ポンプ自動車		4						4
救助工作車(消防ポンプ救助車含)		2						2
資機材搬送車		1						1
救急自動車		6						6
指令車		4						4
指揮指令車		1						1
舟艇搬送車		1						1
水防資材搬送車		3						3
人員搬送車		1						1
広報車(査察車)		5						5
舟艇		2						2
小型動力ポンプ車積載車		7						7
指令広報車		1						1
バイク(50cc)	4	5		13				22
電気自動車	3							3
軽乗用車	12							12
電動機付自転車	5							5
無人航空機		2						
合計	155	51	37	13	5	23	4	288

資料1-38 処理施設等の現況

1. ごみ処理施設

- ◎ 城南衛生管理組合 クリーンパーク折居（竣工・・・平成30年3月）
 - 所在地・・・京都府宇治市宇治折居18番地
 - 処理対象・・・可燃性一般廃棄物（市町収集）
 - 処理方式・・・全連続燃焼式焼却炉
 - 処理能力・・・57.5 t /24h×2 炉

- ◎ 城南衛生管理組合 クリーン21長谷山（竣工・・・平成18年8月）
 - 所在地・・・京都府城陽市富野長谷山1の270
 - 処理対象・・・可燃性一般廃棄物（市町収集・自己搬入）
 - 処理方式・・・全連続燃焼式焼却炉
 - 処理能力・・・120t/24H×2 炉

- ◎ 城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山（竣工・・・平成27年3月）
 - 所在地・・・京都府城陽市富野長谷山1の270
 - 処理対象・・・不燃性一般廃棄物（市町収集・自己搬入・スプレー缶）、プラマーク（市町収集）
 - 処理方式・・・二軸低速回転式＋堅型高速回転式
 - 処理能力・・・60t／日（不燃性一般廃棄物）、17t／日（プラマーク）

- ◎ 城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山（竣工・・・平成11年1月）
 - 所在地・・・京都府城陽市富野長谷山1の270
 - 処理対象・・・缶、びん、ペットボトル、紙パック
 - 処理能力・・・46t／日

- ◎ 城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山（竣工・・・平成13年3月）
 - 所在地・・・京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3
 - 処理方式・・・サンドイッチ工法
 - 埋立地面積・・・59,000 m²
 - 埋立地容量・・・200,000 m³
 - 排水処理・・・生物処理＋高度処理（100m³／日）

- ◎ 一般財団法人宇治廃棄物処理公社（開設・・・昭和53年6月）
 - 所在地・・・京都府宇治市池尾仙郷山6番地2
 - 処理対象・・・一般廃棄物（不燃ごみ・粗大ごみ）、産業廃棄物（燃え殻・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鋳さい・がれき類）
 - 処理方式・・・コンパクターによる破碎・圧縮後・土砂とのサンドイッチ方式
 - 埋立地面積・・・第1期～第3期処分地 合計 123,459 m²
 - 埋立地容量・・・第1期～第3期処分地 合計 1,171,156 m³
 - 排水処理・・・凝集沈殿＋急速ろ過＋活性炭吸着処理（530 m³／日）

2. 収集運搬用機材の現況

令和7年4月1日

用途区分	車種	台数	備考
もえるごみ・プラマーク収集 (一部缶、乾電池、死獣収集を含む)	2t 塵芥車	21	回転板・圧縮板式
	2t 塵芥車	1	圧縮板・コンテナ式
	0.85t ダンプ車	2	
もえないごみ収集（臨時ごみ）	4t 塵芥車	1	圧縮板式
	2t 塵芥車	1	圧縮板式
	2t ダンプ車	1	パワーゲート架装
拠点回収	2t トラック	1	平ボディー
	0.85t トラック	1	平ボディー
ふれあい収集	2t トラック	2	平ボディー
その他	0.35t 軽ダンプ車	5	
合 計		36	

3. し尿処理施設

◎ 城南衛生管理組合 クリーンピア沢（竣工・・・平成9年2月）

所在地・・・京都府八幡市八幡沢1番地

処理対象・・・し尿及び浄化槽汚泥

処理方式・・・前処理＋希釈＋公共下水道排水

資料1-39 防災備蓄倉庫

1. 所在地

地区班	施設名	所在地	連絡方法等	
菟道小	菟道小学校	宇治塔川102	39-9110	防災無線 201
	京都翔英高校第二体育館	宇治東内40-8-2	23-2238	
菟道第二小	菟道第二小学校	宇治琵琶63-3	39-9112	防災無線 202
	宇治中学校	宇治矢落64-1	39-9158	防災無線 231
神明小	神明小学校	神明石塚32	39-9114	防災無線 203
槇島小	槇島小学校	槇島町吹前35	39-9117	防災無線 204
	北宇治中学校	槇島町島前33	39-9160	防災無線 232
北槇島小	北槇島小学校	槇島町本屋敷40-2	39-9119	防災無線 205
	槇島中学校	槇島町本屋敷35-1	39-9162	防災無線 233
小倉小	小倉小学校	小倉町西畑1-4	39-9121	防災無線 206
伊勢田小	伊勢田小学校	伊勢田町井尻3	39-9125	防災無線 207
	西宇治中学校	伊勢田町南山21-1	39-9166	防災無線 235
西小倉小	西小倉小学校	伊勢田町遊田69	39-9127	防災無線 208
	西小倉中学校	伊勢田町遊田7-1	39-9164	防災無線 234
北小倉小	北小倉小学校	小倉町堀池72	39-9129	防災無線 209
	西宇治体育館	小倉町蓮池20-1	39-9251	防災無線 422
南小倉小	南小倉小学校	小倉町南浦40-1	39-9131	防災無線 210
大久保小	大久保小学校	広野町中島1-1	39-9134	防災無線 211
	宇治支援学校	広野町丸山10	41-3701	防災無線 616
大開小	大開小学校	広野町大開35	39-9136	防災無線 212
	広野中学校	広野町尖山3	39-9170	防災無線 237
西大久保小	西大久保小学校	大久保町旦棕25	39-9138	防災無線 213
平盛小	平盛小学校	大久保町平盛91-3	39-9140	防災無線 214
	南宇治中学校	大久保町平盛31-5	39-9168	防災無線 236
宇治小	宇治小学校	五ヶ庄三番割27	39-9145	防災無線 215
	黄檗中学校		39-9143	
	黄檗体育館	五ヶ庄三番割25-1	39-9429	防災無線 421
	東消防署	木幡南端5番地	39-9415	防災無線 504
三室戸小	三室戸小学校	菟道岡谷16-2	39-9148	防災無線 216
南部小	南部小学校	五ヶ庄戸ノ内15-1	39-9150	防災無線 217
	お茶と宇治のまち 歴史公園	菟道丸山203-1	24-2700	防災無線 252
岡屋小	岡屋小学校	五ヶ庄寺界道37-3	39-9152	防災無線 218
	東宇治中学校	五ヶ庄池ノ浦36-1	39-9172	防災無線 238
木幡小	木幡小学校	木幡赤塚4	39-9154	防災無線 219
御蔵山小	御蔵山小学校	木幡御蔵山39-4	39-9156	防災無線 220
	木幡中学校	木幡内畑34	39-9174	防災無線 239
笠取小	笠取小学校	西笠取石原22	075-571-0018	防災無線 221
笠取第二小	笠取第二小学校	炭山直谷21	32-4238	防災無線 222
本部	宇治市役所	宇治琵琶33	39-9421	防災無線 100

2. 備蓄資材一覧

① 分散備蓄資材

令和8年2月1日現在

地区班	施設名	簡易トイレ (組)	凝固剤 (個)	マンホール トイレ (台)	毛布 (枚)	高齢者 おむつ (枚)	乳幼児 おむつ (枚)	生理 用品 (枚)	発電機 (台)	簡易 間仕 切り (組)
菟道小	菟道小	40	1,600	1	500	204	748	600	3	20
	京都翔英				100					
菟道第二小	菟道第二小	30	1,600	1	120	420	1,124	600	3	20
	宇治中				50					
神明小	神明小	30	1,600	1	400	228	468	1,600	3	20
槇島小	槇島小	20	800		50	204	512	1,000	1	20
	北宇治中				50					
北槇島小	北槇島小	30	1,600	1	500	204	468	600	3	20
	槇島中				20					
小倉小	小倉小	20	1,200	1	50	192	504	600	2	
伊勢田小	伊勢田小	20	1,200	1	300	204	468	600	3	20
	西宇治中				50					
西小倉小	西小倉小	30	1,200	1	50	420	972	1,600	3	20
	西小倉中				50					
北小倉小	北小倉小	20	800	1	1,500	192	504	600	3	20
	西宇治体育館	10	800		1,000	228	468	1,200		20
南小倉小	南小倉小	95	4,000	4	1,000	912	1,512	1,200	3	20
大久保小	大久保小	20	1,200	1	400	228	936	1,600	3	20
	宇治支援学校	10	800		100	228	468	600		10
大開小	大開小	30	1,600	1	900	432	2,790	1,600	3	20
	広野中				50					
西大久保小	西大久保小	40	1,600	4	1,000	192	504	600	3	20
平盛小	平盛小	20	1,200		50	192	504	100	1	
	南宇治中	10	800		700				2	20
宇治小	宇治小 黄檗中 黄檗体育館 東消防署	20	1,200	2	1,400	192	468	600	3	20
三室戸小	三室戸小	40	1,600	6	670	576	504	1,200	3	20
南部小	南部小	30	1,600	1	400	204	468	1,600	3	20
	お茶と宇治のまち歴史公園			5						
岡屋小	岡屋小	30	1,600	1	30	192	504	600	3	20
	東宇治中				50					
木幡小	木幡小	20	1,200	1	900	192	982	800	3	20
御蔵山小	御蔵山小	20	800		50	408	1,936	1,000	1	20
	木幡中				50					
笠取小	笠取小	5	400		50	204	544	100	1	20
笠取第二小	笠取第二小	30	800	1	450	192	504	1,200	3	20
本部	宇治市役所	30	1,200	1	360	1,812	6,128	756	10	90
計		700	34,000	36	13,400	8,652	23,228	22,556	69	540

② 集中備蓄資材

令和8年2月1日現在

品目		南小倉小	大開小	西大久保小	三室戸小	南部小	木幡小	笠取小	笠取第二小	宇治市役所	計
乾パン	(缶)	2,000	1,000	2,000	2,000		1,000	1,000	1,000	1,104	11,104
アルファ化米 (白粥・梅粥等含む)	(食)	6,000		6,000	6,000					7,400	25,400
液体ミルク	(本)									480	480
粉ミルク (スティック)	(缶) (箱)									28 350	28 350
コンパクトタオル	(枚)	900	300	1,200	300	300			300	600	3,900
緊急水袋	(枚)	4,500	100	600	300				200	3,000	8,700
救助器具セット	(台)	1		2	5					6	14
ワンタッチ担架	(本)	5		5	10						20
リヤカー	(台)	1		1	2						4
脚立	(脚)	1		1	2						4
鋸	(本)	3	1	2	7	1			1	7	22
ハンマー	(本)	3	1		3	1			1	3	12
ブルーシート	(枚)	10	1	10	14	6			1	5	47
パール	(本)	3	1	4	7	1			1	3	20
ボルトクリッパー	(本)	2	1	1	1	1			1	4	11
剣先スコップ	(本)	10	3	10	9	3			5	10	50
ロープ	(本)	5	1	5	2	1			1	3	18
バケツ	(個)	40	10	16	50	10			10	48	184
簡易浄水器	(台)	1			1					5	7
投光器セット	(台)	3		2	4					2	11
緊急用浄水器	(台)	1		1	2						4
災害時用煮炊釜セット	(台)	1		1	2						4
多人数型救急箱	(セット)	1		1	2					2	6
拡声器	(台)	5	1	1	4	2			1	6	20
石油ストーブ	(台)	10	5	10	5	2			2	6	40
テント	(張)				2					3	5
車椅子	(台)	5		5	6				2	2	20
体育館用間仕切り	(セット)	1		1	2						4

資料1-41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

（平成26年11月28日 告示第174号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行う者に対し、その経費の全部又は一部について、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第2条第1号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他市内で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であつて市長が定めるものを除く。）をいう。

ア 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に掲げる自然災害を生じさせた異常な自然現象により京都府内において住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

イ 被災者生活再建支援法施行令第1条各号に掲げる自然災害を生じさせた異常な自然現象により京都府内において住宅の被害が発生した場合における当該自然現象により生じた自然災害及び当該自然災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。）が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であつて、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策及び同法第87条に規定する災害復旧の実施状況その他の事情を勘案して当該これらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおける当該異なる異常な自然現象により生じた自然災害

(2) 全壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度をいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができず、又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる次のいずれかに該当する住宅の被害の程度

- (ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの
 - (イ) 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に係る災害に係る住家の被害認定基準運用指針(以下「運用指針」という。)を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの
- (3) 大規模半壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該被害に係る住宅に居住することが困難であると認められるものに限る。)であつて、全壊に該当しないものをいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの
 - イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができることと認められる次のいずれかに該当する住宅の被害の程度であつて、全壊又は大規模半壊のいずれにも該当しないものをいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの
 - イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (5) 一部損壊 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度をいう。
- (6) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によつて土砂、竹木等が堆積した状態等であると認められる住宅の被害の程度をいう。
- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。
- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。
- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅(全壊又は大規模半壊のいずれかに該当するものに限る。)に代わる住宅として居住するための住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借することをいう。
- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。
- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。
- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する支援金で、大規模自然災害に関し支援対

象者が受けることができるものをいう。

- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費(購入後直ちに行う補修工事費を含み、土地の取得費を除く。)をいう。
- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。
- (17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。
- (18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費(住宅再建経費に該当する経費を除く。)として市長が必要があると認める経費であつて、支援対象者が支出するものをいう。
- (19) 支援対象経費 前2号に掲げる経費であつて、大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として市長が定める期間内にその支払が完了するもの(賃借費にあつては、当該期間の末日の属する月の前月分までの住宅の賃借に係るものに限る。)をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる事業とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅再建経費 別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に掲げる額
- (2) 住宅再建関連経費 当該住宅再建関連経費の額。ただし、当該住宅再建関連経費が50,000円を超える場合は、50,000円を超える額については、補助の対象としない。

3 一の大規模自然災害に関し、住宅再建経費及び住宅再建関連経費のいずれの経費についても補助金を交付する場合において、補助金の額が別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該超える額については、補助の対象としない。

4 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。ただし、当該額が500,000円未満の場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が住民基本台帳の閲覧をすることについて同意する者に係る第2号に掲げる書類の添付は、

不要とする。

- (1) り災証明書の写し（補助金の交付を受けようとする者及びその世帯に属する者の氏名の記載のあるものに限る。）
- (2) 補助金の交付を受けようとする者に係る住民票記載事項証明書
- (3) 支援対象経費の額を確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等によりその適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、前条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を決定するに当たり、条件を付することができる。

（事業内容の変更及び承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者が補助対象事業に係る事業内容の変更をしようとするときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業内容変更承認申請書（別記様式第3号。以下「変更申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、当該変更に係る事項が次の各号のいずれか又は全てにのみ該当する場合にあつては、この限りでない。

- (1) 住宅再建経費又は住宅再建関連経費の額（交付決定額の変更を伴わないものに限る。）
 - (2) 工事着手年月日又は工事完了（予定）年月日（工事完了（予定）年月日の年度の変更を伴わないものに限る。）
- 2 前項の場合において、同項の変更に係る事項が交付決定額の変更を伴うものであるときは、変更申請書に第4条第3号に掲げる書類を添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容等を検討し、当該変更を承認したときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業内容変更承認書（別記様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の終了報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者及び補助金の変更の承認を受けた者は、補助対象

事業の完了後市長が定める期日までに、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に補助金の交付の対象となる経費を支払ったことを確認できる書類その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助対象事業の内容が補助金の交付の目的及び補助金の交付の決定に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付確定通知書(別記様式第6号)により、当該報告をした者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた者は、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付請求書(別記様式第7号)により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求をした者に対し、補助金を交付する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年8月8日以後に発生した災害について適用する。

資料1-42 緊急輸送道路一覧表

令和7年4月1日現在

緊急輸送道路一覧表(※1)

(単位:km)

区分(※2)	道路種別	路線名	区間	延長
1次	その他有料道路等	京滋バイパス	滋賀県境～京都市境	15.5
			京都市境～大山崎JCT	2.0
1次	一般国道(指定区間)	24号	京都市境～奈良県境	27.3
1次	主要地方道	京都宇治線	宇治東IC～ (主)宇治淀線交点	1.5
1次	主要地方道	宇治淀線	(主)京都宇治線交点 ～国道24号交点	5.0
2次	主要地方道	城陽宇治線	国道24号交点(新名神側)～ 国道24号交点(京滋バイパス側)	7.0
2次	一般府道	黄檗停車場線	陸上自衛隊宇治駐屯地～ 国道24号交点	0.9
2次	一般府道	山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園～国道24号交差点	3.8
2次	市町村道	宇治市道 宇治白川線	(主)宇治淀線交点～ 山城総合運動公園	1.5

※1 宇治市に関わる道路のみ抜粋

※2 1次・・・第1次緊急輸送道路

- ・府庁と総合庁舎(宇治、亀岡、舞鶴、峰山)を連絡する道路
- ・他府県からの広域輸送道路(高速道路、一般国道の指定区間等)
- ・重要港湾舞鶴港を連絡する道路

2次・・・第2次緊急輸送道路

- ・第1次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路

資料1-43 重要な避難路一覧

国道	1号(京滋バイパス)
	24号
府道	宇治淀線
	京都宇治線
	向島宇治線
	八幡宇治線
	大津南郷宇治線
	二尾木幡線
	城陽宇治線
	大津宇治線
	宇治小倉停車場線
	黄檗停車場線
	山城総合運動公園城陽線
市道	南陵線
	下居大久保線
	大久保名木線
	川東京大線
	蛇塚南陵線
	明星線
	城陽宇治線
	木幡日野線
	黄檗山手線
	羽戸山1号線
	西田熊小路線
	十一外線
	矢落藪場線
	小倉安田線
	宇治白川線
	菟道志津川線
	宇治志津川線
	新開三番割線
	堀池南落合線
	春日森落合線
	宇治榎島線
	菟道榎島線
	榎島町11号線
	榎島町70号線
	榎島町159号線
	伊勢田町41号線
	伊勢田町58号線
開町17号線	

資料1-44 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

資料1-45 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した落雷の下で発生することが多い、竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

資料1-46 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所から全員の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所から全員の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>